

農村に於ける熟風教育

皇國運動 劍道

朝食 午前七時

學課及實習 午前八時より正午まで

晝食 正午

學課及實習 午後一時より日没まで

國旗奉降 日没(行事は奉揚と同じ)

夕食 午後六時半

自習 同 九時まで

遙拜 同 九時 皇居遙拜(朝の行事と同じ)

就寢 同 九時半(相互挨拶)

九、其他參考となるべき事項

(イ) 道場箴規

一、禮節を重んじ、規律を守り、恥を知る者入るべし、狎侮の行ある者、自負して信ならざる者は容さず。

二、農村日本の爲に命を立て、實踐躬行、奮闘努力の者入るべし、徒らに理論を弄ぶ者は容さず。

三、天下の爲に志を立て、萬世の爲めに「彌榮を」實現せんとする者入るべし、徒らに慷慨激越なるは容さず。

四、道友は相依り相助けて乳水の如く和合し、互に明德を明かにすべし。

五、不平不満をかこつべからず、天地の大道を體究すべし。

六、ものを責めず、人を責めず毎々自を省み不抵抗的抵抗を實踐すべし。

七、無義の語、無益の語、無慚愧の語を弄して興すべからず。

(ロ) 道場健兒の歌

福士 進作

一

黎明輝く岩手山

山河麗し陽和郷

深く潜めて鉄握る

薄暮漂ふ葛根田川

燃ゆる血潮の高鳴を

集ふ吾等の意氣高し

二

世は華に走り勞をさけ

慷慨の念やみ難く

大地に足をふみしめて

田園將に蕪れんとす

國の礎固めんと

誓ふ吾等の意氣高し

三

神の宣らせる日の本の

重き使命を擔ひつゝ

稱へて共に勵み合ふ

彌榮の道廣むべく

玉なす汗の歡を

奮ふ吾等の意氣高し

第四 農士學校

(六) 「陽和郷」由來

昭和二年秋開田に着手し、昭和七年工事完了せり。面積二十一町歩、開畑は昭和七年より着手し、開墾すべき面積十五町歩あり。移住者を招致して新農村の建設を策し、昭和六年陽和郷と命名し、規約を整へ、同人力を協せて耕作に従へり。

陽和郷の役員は會長、副會長、理事及評議員の職制を設け、石川嘉七會長として總攬し、副會長四家軍一郎之を補佐し、理事上小林庄右衛門現地にありて活動せり。

第五 農民講道館其他

本年四月に開館を見たる農民講道館は、横尾惣三郎氏の直接經營に係るものである。又こゝに同時に收めたる愛知県縣種畜場及び香川縣農事講習所は、前者は十年以前に、後者は五年以前に設立せられたるものであるが、之等の兩者もその創立者は共に横尾氏であり、而かも今尙ほ引續き氏の指導助言を受けつゝあるものなりと云ふ。而して氏も亦之等の場長參木晋七郎氏と所長相原言三郎氏を目するに「同志」、「畏友」を以てしてゐるのである。

尙ほ農民講道館内には、農民講道館式教育の全國的普及を主たる目的とする農村教育革新協會がある。その事業としてはこの目的のための中心人物を養成すると共に、斯種教育相互の連絡助成、本館入學者の學資補助、講演出版等を行ひつゝあるを以て、今後に於ける斯種教育の普及發達はけだし大なるものがあるであらうと考へられる。

## 1 農民講道館

埼玉縣北足立郡與野町

### 一、館長

横尾惣三郎、明治二十年十二月十二日群馬縣富岡町に生る。富岡中學校卒業後東京高等師範學校英語部を卒業、文官高等試験に合格し、長野縣上伊那郡長となる。郡長時代龍水社始め二十五の組合製絲を創設し、爾來全國に亘り組合製絲の普及奨励に盡力する所あり。大正十四年には同氏多年の主唱により横濱及び神戸に組合生絲聯合會の誕生を見るに至る。

地方官たること十數年、長野、大分、愛知、樺太、香川、埼玉等の各地に在職し、その間愛知縣種音場及び香川縣農事講習所を設立し現在尙ほその指導に當る。新愛知新聞理事たること四ヶ年、著書多し。本稿亦最近著はす所の「農民講道館の眞精神」(昭和九年六月)に據るものである。

### 二、創立の由來

「農民講道館を何故に創立したか、農民講道館の建設は蓋し過去二十年の筆者(横尾氏)の體驗の産物であり結晶である。筆者は大正五年十一月長野縣上伊那郡長に赴任して以來地方官として終始農村に密接の關係を有して居つたから、微力ながら地方農村の振興更生の爲めに種々劃策して見た。勿論努力すれば努力するだけの効果はあつたが、所謂農村振興の色々の施設は要するに速成的表面的其場限りのものが多くて農村農家を根柢から更生させる確固不動の大策はない。精々氣のきいたなか／＼有益な程度のことゝが頂上である。……政府や主腦者が變れば折角やりかけた施設を一朝に排棄して顧みぬことがなかなか多い。……」

斯くて官界十三年民間七年の體驗から、農村を更生させる否國家を立直す根本策は一見迂遠の様であるが、どうしでも教育に依らねばならぬ、而して教育によつて人間を作ることが一番適確で且つ早道であると云ふ結論に到達したのである。自分の此の結論は理論と云ふよりも體驗實感から滲み出たもので、所謂當今の教育者の常套文句である「教育は國家百年の大計なり」てふ様な空疎な抽象的の修辭形容では斷じてない。長い長い間の仕事の經驗や施設の成績結果等から色々に考へぬいた結論がやはり世の中で一番肝要なのは教育で、又一番効果があり捷徑なのが人間を作る教育なのである。……

人間を作る教育と云へば大變氣永い様であるが、然し靜かに現實の社會を見ると、農村であれ、會社であれ、官公署であれ、その仕事が立派に出來て成績を擧げて居る所は悉く其中心人物がしつかりした立派な人物だからで、其中心人物さへ適任者を得らるれば自然に着々成果を擧げて行けるのである。即人間其人を得ることが何より根本で大切なのである。此れが教育の事業に必要な理由の第一。第二に世の中の仕事は目標、刺戟乃至空氣と云ふことが極めて大切で、此の目標なり、空氣なりを作るには自ら方法がある。唯一生懸命にやれ／＼だけでは物事は進まない。此の點から云ふと的確な特殊の使命を持つ教育機關は云はゞ社會の燈明臺の様なもので、目標となり刺戟となるには最も適切である。そこに教育され、又教育されて出る人々は現實に少くとも、其教育機關が明確なる目標と特殊なる存在を持つて居るならば、其波動の及ぼす影響は極めて大なるもので、例令其學校に學ばなくとも天下所在に其學校の聲

を聴いて無数の大衆が冥々の間に憧憬し、感應し、共鳴してくるのである。……例へば維新前に於て所謂革新の搖籃期に於て、松下村塾や廣瀬淡窓塾が天下に與へた偉大なる刺戟の様なもので、微々たる一村塾にすぎないものが、維新回天の大偉業の素地を作りうるのである。……卒業生は出なくも、教育は始まらなくも、其第一聲に依つて既に天下の人心を動かすことが出来るのである。更に教育が始まつて遠近策を負ふて來り學ぶ様になれば其影響は加速度的である。二十名、三十名卒業生の數は極めて僅少であつても此等の卒業生が夫れ夫れ郷黨に歸るならば、其周圍に與ふる刺戟は愈々大なるものがあるに違ひない。由來驚天動地とも云ふべき社會の革新や、國家の革命や凡て斯くの如くして出来るのである。斯くして醸生されたる空氣に乗じて天下の大事が極めて僅少の人々に依つて成就されるのである。……社會の一般大衆は其空氣に動かされて無意識又は半意識の下に躍らせらるゝ半眼半盲の運動にすぎないのである。即社會の革新とか國家の革命とか乃至は一團體一組織の更生にしても此の目標此の刺戟、就中此の空氣が最も必要根本的のもので、此の意味から云ふと、教育の力は實に最も怖るべく偉大なものである。社會の革新國家の革命に思想の力が偉大であり、基本的であると云ふのは同様の意味で、此の思想の有力なる發源地が實に特殊の使命を持つて生れたる此の教育機關なのである。……

此の意味に於て二十年の體驗は自分に自給自足の農學校である農民講道館の創設に念願せしめた。即筆者半生の體驗であり結論である。而して更に精確に云ふならば自分の此の決意と確信は大正十一年來愛知縣の農務課長の後半期時代に岡崎市の種畜場を設立し、種畜場としては冒險と云はれた十町歩の農業經營を始めた時からであり、従つてヨロツバ、アメリカの農村行脚は愈々其信念を確め、歸朝以來著書に、新聞雜誌に「新しい農學校」又は「自給自足

の農學校」として明確なる意見を發表し、次いで昭和四年四月時を得て香川縣琴平の郊外に香川縣農事講習所を設立したのが、抑々筆者の理想たる自給自足の農學校の具體案を實行した確實なる一步であつた。愛知縣種畜場創設以來拾ヶ年、香川縣農事講習所設立以來五ヶ年、愈々經國済民の大旗を掲げて、微力ながら不動の確信と火の如き意氣と鐵石の信念とを以て茲に帝都の郊外武藏野の一角をトして筆者の血であり、魂である農民講道館を建立したのである。』

因に本館は昭和八年八月二十三日起工、昭和九年三月二十日完成、開館四月一日、開館式を五月十二日に舉行

### 三、本教育の二大目標

「……靜かに現代の世相を考へて見ると、政治家たると實業家たると教育家たると農民たるとを問はず、口先ばかりの人間が充滿して社會に最も大切な實行力の極めて乏しい、薄志弱行の徒が横溢して居るのである。即現代社會の最大の缺陷は實に此の實行力の缺乏であり、口舌形容の徒の横行である。……」

（而して）國家國民の實行力の消耗した第一の原因は、國民の精神力の消耗にありと云はねばならぬ。現代の國民の精神力は特に壯年青年少年に於て極めて薄弱低調なのである。外容形式は兎もあれ、其精神力は極めて微弱なのである。人生の行路に於て最も大切なものは、其決定的運命を握るものは實に此の精神力の如何にある。……」

此の旺盛なる精神力を鍛鍊し修鍊することが、人間教育の最大の主眼であり窮極の目的である。然るに現代の教育は此の點に於て殆んど落第である。成程不必要と思はるゝ程色々雑多の物事を教ゆるけれども、その教ゆること自身が目的であつて、精神力の鍛鍊修鍊を忘れてゐるから、唯物事を教へただけで、人間の鍛鍊修鍊は殆んどが空である。人間をコツパか花瓶と心得て、唯水をつぎ込みさへすればよいと考へてゐるのが現代の教育の通弊で、窮極の目的

主眼が人間の鍛錬修練にあることを知らないのである。……(又)出来る丈骨を折らないですら〜と面白く可笑しく生徒児童に物を覚えさせることが現代教育の本義で、一言にして云へば出来るだけ樂をして教へることが教授法の極意なのである。所謂軟教育一天張り、興味中心の形式、體裁、非實際が其本領なのである。現代の教育は例へば遊覽自動車で東京市の名所を見物する様なもので、遊覽自動車の教育である。……

更に現代社會の缺陷は、教育社會と同様一世を擧げて樂をして金を儲けようとする功利主義、懶惰的精神の横溢である。日本の現代社會をして今日の如く低調ならしめ、輕佻浮華志弱行たらしめた根本原因は、亦此の享樂本位の惰落思想の流行と云はねばならぬ。政治界を見よ、實業界を見よ、農村を見よ、都市を見よ、官公吏を見よ、若干の例外は勿論あるけれども、一世の潮流は確に懶惰的功利主義的精神の横溢ではないか。……此を更生せしむる道は青年少年を鍛錬し修練し、而して社會の實生活に即する硬教育であらねばならぬことは既に明々白々である。……

實行力を薄弱ならしめた第二の原因は、其施設が經濟に確固たる根柢を有しないためである。如何なる事業でもそれがよし精神的のものであらうとも又物質的のものであらうとも、經濟に確固たる根柢のない事業は結局線香花火であつて、永續しないか或は其事業等に自然色々の無理が出来て破綻を生じ易いのである。……今日の所謂革新的教育機關と稱する民間の特志家の施設中には就中此の經濟的の缺陷が多く、臨時費は兎に角經常費迄、年々寄附に仰ぐものだから、施設の高邁な目的に添はぬ様なことが次第に生じて来るし、佛の顔も三度の譬で篤志家も又かと云ふ氣持になり、設立者の權威を下げることも少くないのである。同時に此の經濟的の缺陷から入學者に過重な負擔を負はせて、一ヶ月二十圓もかゝり、中流以上の地主か有階級の子弟でなければ入學出来ない程の學費が必要なのである。

此等の革新的の教育施設としては出来うるだけ入學者の負擔を軽くし、學費は白米其他の現物主義とし、小作人や中流以下の農家の子弟でも入學出来る様にすることが、革新的教育機關の何よりの急務である。……今日の教育者に色々の缺陷もあらうが、其中で最も致命的の一は、即此の經濟に關する智識が極めて貧弱なる點である。教育の内容が多くは實際生活とかけ離れて、日常の經濟と全く没交渉なる點にある。教育者の大多數は此の點から見て全くユートピアの夢の國に生活してゐる。……

以上述べた第一の精神力の鍛錬と第二の經濟的訓練を養成することが、今日我國の最大の急務であるが、此を鍛冶し、修練すべき教育の現情は、些少の例外を除いては多くは落第であるから、茲に教育大革新の叫びが高く唱へられ、實行されねばならぬのである。昭和教育的革新の根本的基調は、實に此の二點に存在するのである。』

#### 四、目的達成の必須要件

『農民講道館の根本目標たる精神力の鍛錬と經濟力の修練とを達成する爲めに不可缺の要件が、實に自給自足の經營である。即農民講道館の教育に要する一切の經費、職員の俸給、小作料、家畜の飼料、農場の肥料、其他のあらゆる費用を農場の生産物、家畜の生産物等、農民講道館の職員生徒の勤勞による一切の收入で此を支辨する。一言にして云へば、農民講道館の勤勞收入を限度として支出を制限するのである。筆者が大正十二年以來、筆に口に天下に唱へつゝある自給自足の農學校と云ふのは此の謂であり、香川県農事講習所はその完全なる最初の試みである。(又)愛知県縣種畜場内の農村青年教育は完全なる自給自足ではないが、其根本精神を同じうする。……』

今日の社會生活に於て絶對の自給自足は存し得ないが、自給自足を原則とする觀念は國家社會生活に於ても、個人

生活に於ても、飽く迄必要である。従つて農民講道館の高唱する自給自足は、單なる物質上の自給自足のみの謂ではない。經濟上の自給自足も固より本館の使命であるが、我等の堅持せんとする自給自足は、其高遠にして鞏固なる根柢を精神生活に胚胎して居るのである。……今日の時弊に慨して生れたる革新的教育機關すらも、精神鍛鍊主義の本槍で、同様に根本的であるべき經濟的修鍊を忘れてゐる點は我等の甚しく遺憾とする所で、勿論確固たる主義主張の下に起つて居る人々の施設であるから、各其本領に依つて進むべきは勿論であるけれども、農民講道館が國民高等學校其他の革新的教育機關と異なる點は實に此の一點にあつて、然も此の一點こそ筆者の最も現代の教育者に對して強調せんとする主眼點で、兩者存在の根本理由を異にする明確なる重點である。』

## 五、教職員及び囑託

本館に於て要求する教師は、實踐窮行家たると同時に、最も責任を重んじ之を明確ならしむる人たるを要し、人員は能ふ限り小人数なるを理想とする。正教員三名、助手三名、而して各員の擔任事項左の如し。

館長 教育の方針、生徒の訓練、農業の綜合的經營、飼料肥料其他一切の品物の購入、農場畜舎温室等の生産物の販賣、收支計算、視察者の應接、外部との交渉に當る。

副館長 館長不在の場合、館長の代理をなす、同時に農場全部の主任として米、麥、養蠶、蔬菜、果樹、温室

等一切作物の生産に當る。

畜産主任 養鶏、養豚、山羊、乳牛、綿羊等の飼育管理に當る。

助手 畜産に一名、農場に二名

職員は全部館内に住宅を有する。尙ほ本館には多數の囑託あり、縣下の篤農を主とし、試験場、縣廳、農會等の技術者にして、時々必要に應じ來館指導す。

## 六、生徒

『生徒の第一要件は愛農心が旺盛であり、求むる心の熾烈な者であらねばならぬ。長男であるとか、次男三男で月給取りにさせたいとか、或は頭が悪くて中學校に入學出来ないから、農學校に入れようなど云ふ本人の希望意思を顧みないで、所謂トコロテン式入學は絶対に許可しない。……生徒の資格は年齢満十七歳以上、尋常小學校を卒業したものでなければ何人でもよい。學歷の如何を問はない。唯高等農林、大學の卒業生は本科二年に編入するだけである。年限は二ケ年……』

生徒四十數名、全国各地より集る。年齢は十七歳乃至三十三歳、學歷は高等小學校、中學校、甲種農業學校、甲種工業學校、専門學校、大學の卒業者等

## 七、本館教育の内容

本館の教育は所謂教室教育の打破を以て使命となし、實習（農場畜舎等に於ける實習、塾舎に於ける炊事、清掃、生産物の販賣等）による鍛鍊修鍊を主とする。従つて教室と稱すべきものは、講堂兼宿泊室を一つ備ふるのみ、通常は農場農舎、畜舎等に於て實習中又は實習後に説明教授を行ふ。又普通農家の生活同様、暑中休暇を全廢し、毎月一日、十五日の外は日曜毎に休むことなく、斯くして活潑濶地の教育、又精神教育、知識教育、技能教育の三者を打つて一丸とする融通無礙の教育を期待する。

## 第五 農民講道館其他

1. 日 課

起床 四時三十分より五時三十分迄、起床後三十分内に居室其他の清掃、洗面、着服をすませて館庭の大神宮前に集合

神前の行事 國旗掲揚、君ヶ代合唱、皇國體操、祝詞、誓ひ、天皇陛下彌榮、館歌合唱

實習 行事を終つて一時間、此の間草刈、乳の配達等種々の實習を行ふ。

朝食 六時半より七時半迄、朝食後三十分間休息

授業 休憩後一時間

實習 正午迄、その間十五分の休息时间あり

晝食 正午

授業 午後一時より二時迄

實習 日没迄、その間十五分の休息时间あり

夕食 六時乃至七時

授業 夜間一時間、職員の授業、課外講演、座談會、研究發表會等

2. 塾 生 活

生徒は悉く塾舎に入舎せしめ、炊夫小使を用ひず、生徒をして共同自炊せしむ。生徒一人當一ヶ月白米三斗にて食事の全部を支辨せしむ。而してこの間食料品、薪炭の買入、調理方法を充分に體得せしむ。塾舎にあつては一室十

四疊に七人を一家族として收容し、年長者を戸主となし、家族を夫々農場係、畜舎係、温室係、加工係に配屬す。各戸毎に其收支經濟を獨立せしめて、經營の巧拙能率の如何を見る。

3. 産 業 組 合

各戸獨立するも、共同作業の有利なるものは之を共同にするため館内に産業組合を設立し、各戸を以て組會員となし、各戸の肥料、飼料、日用品の購入、組會員の金融を圖る。農民講道館信用購買販賣組合之なり。又本館農舎に設備を有する芙蓉利用組合あり。與野町及び三橋村を區域とするものにして、電力を利用して精米、製粉、粉碎、製繩等を行ふ。

4. 販 賣 購 買

一ヶ月白米三斗による共同自炊の實習の外、飼料肥料の購入を演練せしむ。購入飼料としては米糠は陸軍糧秣本廠より、フスマ、麥糠は製粉製米工場より直接に、醬油粕は附近工場より直接に、混合飼料大豆粕、魚粉、蠟殼等は市價を調査の上最も廉價に品質よきものを購入す。

肥料は全購聯を本體とし、又三井其他の肥料問屋よりも購入す、要するに價格と品質と量目の三點より各方面を研究の上最も有利に購入せんことを努む。

又生徒自身の日用品(シャツ、足袋、筆墨、手袋、齒ミガキ粉等々)の購入あり。全購聯其他より仕入れたるものを前記産業組合の購買部に於て毎日午後二回販賣す。

次に生徒の生産物販賣實習あり。この點本館は附近に東京を始め、大宮、浦和等の都會地を擁するを以て便益甚だ

多し。否此の點をこそ重視して本館を所在地（人口三萬以上の都市より一時間以内の距離にして交通至便の地點たるを條件として）に定めたるものなり。本館生産物の處分方法を考慮すること次の如し。大量のものは東京市の市場協會、デパート方面に、野菜、鶏卵、乳等は大宮、浦和の官公舎、鐵道の購買組合、寄宿舎等に、山羊乳及牛乳等は赤十字病院、縣廳、食堂、官公舎に配達し、餘あれば東京の鐵道ホテル其他に、花卉や高等野菜は東京市の中央市場、デパート等に販賣の豫定。此等の訓練を充分にして生徒に體得せしむ。

5. 實習以外の授業

一日平均二時間、一時間が人生道話、農業經營、時事解説、歴史地理等（以上館長擔任）、他の一時間は栽培、肥料、家畜飼育、養蠶、農産加工等なり。尚ほ一ヶ月二回程夜間には同室の者數名と館長と座談會を催し、館長は懇談的個別的に指導を行ふ。又此の外實務家、篤農家の實驗談と名士の講演とを一ヶ月各二回宛行ひ、講話講演の後には能ふ限り懇談質問の機會を設く。

雨天の際には屋内實習の外に、適宜授業時間を増加し、又農繁時には授業時間を減少す。

（備考）

學科課程及毎月授業時數

修身	科目	第一學年		第二學年	
		課程	時數	課程	時數
皇國精神		八	同	上	八

實時	體操	農業	法製	地理	第一學年		第二學年	
					課程	時數	課程	時數
事解	唱	經	業	史	一	一	一	一
習	歌	營	濟	史	一	一	一	一
	皇國體操、志氣涵養唱歌	一般	一般	一般	二	二	二	二
	農場、畜舎、温室販賣、加工、手工	一般	一般	一般	四	四	四	四
					二〇〇	同	上	二〇〇

八、流汗講習

二ヶ年通じての本科生教育の外に、臨時に三十日乃至六日の短期間、平素農村に在つて實際に勤勉努力しつゝある人々（農村青年實業補習學校小學校教員等）に更に農民精神の鍛冶修練を圖り、併せて農業經營の實際を體得せしむる目的の流汗講習あり。講習生は人員三十名以上百名以内の一團體を組織し、白米一日一升、實費一日十五錢の外、作業服、簡易雨具等を携行して講習を受くるものなり。作業講義等は本科生の日常と同様なり。講師としては本館關係の知名の士（馬場鉄一、荒木貞夫、伊澤多喜男、徳富蘇峰、三土忠造、藤原銀次郎、大川平三郎、山本条太郎、佐藤寛次、月田勝三郎、新井堯爾、十河信二、東郷實、千石興太郎、岡田温、石坂養平、出井兵吉、膳桂之助、金子喜代太、諸井賢一、渡邊得男、鈴木貞一、矢野恒太）の外、各方面の實際家あり。實際家は午前五時より六時迄の一時間及び午后の一時間、夜七時より一時間乃至二時間は名士學者等の講演を行ふ。



農村に於ける熱風教育

一九四

而してこの流汗講習の終了者及び本科卒業生を以て「流汗會」を組織す。流汗會は會員相互の結束、親睦、修養を圖るを目的とするものにして、年一回總會を開き、一泊講習を行ふ。總裁は館長、會長以下の役員は會員の互選によりて定む。會員は昭和八年九月以來六ヶ月未滿にして約四百名に上る。

九、農村教育革新協會

本協會の目的事業次の如し。

- 一、農民講道館式教育普及のため中心人物の養成
- 二、農民講道館式教育相互の連絡助成
- 三、農民講道館入學者の學資補助
- 四、講演、出版

十、昭和九年度豫算（完全の自給自足は昭和十一年度よりの見込）

収入之部

一、農場 收入	五、七四七 <sup>円</sup>	實習地八町歩反當六十圓
夏 作	二、一八七	
秋 作	一、二二〇	
冬 作	七二〇	
水 田	七二〇	

溫室 七二〇 溫室百二十坪  
電化農場收入 二〇〇 芙蓉利用組合貸貸料

二、畜産 收入

鶏 卵	三、六五〇	成雞千九百羽、六ヶ月分
雞 肉	一〇〇	
豚 肉	三、〇〇〇	肉豚百五十頭分
山 羊 乳	六〇〇	山羊十頭、十ヶ月分
肥 育 牛	一八〇	一頭分
三、授 業 料	五四〇	四十五名月謝一圓
四、塾 舍 費	二七〇	四十五名一月五十錢
五、雜 收 入	二〇〇	
六、補 給 費	一、九一三	
計	一六、二〇〇	

支出之部

一、諸 俸	給 四、九二〇 <sup>円</sup>	
第五 農民講道館其他	給 四、二六〇	月額三百五十圓、外一ヶ月分六十圓

一九五

農村に於ける熟風教育

賞與	四五〇	
旅費	二〇〇	
二、事務所費	三六〇	
通信費	一六〇	
印刷費	五〇	
消耗品費	一五〇	
三、塾舎費	二七〇	電燈料及修繕費
四、農場費	四、〇五〇	
小作料	一、二〇〇	一年分五町八反、半年分四町二反
肥料費	一、〇〇〇	八町歩(夏作、秋作、冬作)
種苗費	九五〇	
藥劑費	四〇〇	
補熱費	五〇〇	
五、家畜費	一、八〇〇	種豚三十頭、肉豚百五十頭

養雞	二、三五〇	成雞千九百羽、六ヶ月分
山羊	三〇〇	十頭、十二ヶ月分
役牛	一六〇	二頭分
消耗品費	一五〇	藥代等
六、動力費	一二〇	
七、雜費	二〇〇	
八、豫備費	一五〇	
計	一六、二〇〇	

十一、建築概要

神社	一殿
本館及寄宿舎	木造二階建 建坪 二七五坪
收納舎農具舎及稚蠶飼育室	同 平家建 同 一二七坪
倉庫、肥料庫	鐵筋コンクリート造平家建 同 三二坪
堆肥舎	木造腰壁鐵筋コンクリート造 同 四五坪
水肥舎	鐵筋コンクリート四〇石入 四ヶ所
第五 農民講道館其他	

農村に於ける熟風教育

屋外堆肥舎	コンクリート敲床		四五坪
種豚舎	木造平家建二棟	建坪	七八坪
肉豚舎	同 二棟	同	九七坪五合
鶏舎	同 二棟	同	九〇坪
育雛舎	同 一棟	同	四五坪
鶏飼料舎	同 一棟	同	二二坪
豚飼料舎	同 一棟	同	一五坪
鶏糞乾燥場	コンクリート敲床	同	一五坪
鶏卵舎	木造平家建一棟	建坪	九坪
牛舎	同 一棟	同	七坪五合
山羊舎	同 一棟	同	二五坪
山羊飼料及處理室	同 一棟	同	九坪
溫室	鐵筋 一棟	同	一一〇坪
フレーム		同	二五〇坪
サイロ	五百貫入		四ヶ所
給水鐵塔及水槽	高サ卅尺 二四石入		一ヶ所

建築費は約五萬圓、備品家畜購入費約一萬圓  
十二、農民講道館歌

一

芙蓉の高嶺仰ぎ見る 此處武藏野の一角に  
我等が學び舎打建て、 ひたすらいそしむ農民道

二

夫れ濁流は漲るも 夫れ妖雲はたなびくも  
大地に響く鋤鉄の 力ぞまこと國の基

三

土に親み土に生く 汗と膏に鍛へつゝ  
無言の業に人生の 誠の道を學ぶなり

四

鐵をも貫く我が意思よ 巖をも徹す我が力  
口舌形容何かある 實行、實行、實行ぞ

五

黎明の光既に見ゆ 起て青年よ我が友よ

第五 農民講道館其他

熱意氣努力一すぢに 祖國の爲めにいざ起たん

十三、財團法人農民講道館 館則

第一章 總 則

第一條 本館は主として實習勞作により農村子弟の心身を鍛鍊して健全なる農民精神を涵養すると共に農業經營の眞髓を體得せしめ内地又は海外に於て農業經營の實際に當り得べき中堅農民を養成するを以て目的とす

第二條 本館は財團法人農民講道館と稱す

第三條 本館は埼玉縣北足立郡與野町に設置す

第四條 本館の修業年限は二箇年とす 但し特定の課目につき短期の講習生を養成することあるべし

第五條 本館館生の定員は百名とす

第二章 學年、學期及休業日

第六條 學年は四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第七條 學期を分ちて前期及後期とす

前期 四月一日より九月三十日に至る

後期 十月一日より翌年三月三十一日に至る

第八條 休業日左の如し

一、毎月一日、十五日

二、大祭祝日

三、本館記念日

四、冬期休業十二月二十九日より翌年一月五日に至る

第三章 學科課程及授業時數

第九條 學科課程及授業時數は第一號表に依る (一九二頁参照)

第四章 入學、退學、卒業、試験及賞罰

第十條 館生は左に區分し尋常小學校卒業以上の學力を有するものにして身體強健志望確實將來農業に従事せんとする者を詮衡の上入館せしむ

一、本科第一學年 年齢滿十七歳以上の者

二、本科第二學年 高等農林學校卒業者若は之と同等以上の學力を有する者

第十一條 入學は毎學年の始めに於てす 但時宜により臨時入學を許すことあるべし

第十二條 入學志望者は戸主又は後見人連署の上第二號表の願書に履歷書、戸籍抄本、身體検査書及市町村長の推薦書を添へ毎年三月二十日迄に館長に差出すべし

第十三條 入館の許可を得たる者は第六號表の保證書を館長に差出すべし保證人は埼玉縣北足立郡又は東京市内に在住し一家計を立つる二十五歳以上の男子たるべし

第十四條 保證人に異動ありたるときは其の旨館長に届出づべし

第五 農民講道館其他

第十五條 館長に於て保證人として不適當と認むるときは變更せしむることあるべし

第十六條 館生病氣其の他の事故のため退館又は休館せんとするときは其の事由を詳記し戸主又は後見人及保證人連署を以て館長に願出て許可を受くべし

第十七條 左の各號の一に該當するときは退學を命ずるものとす

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

二、怠慢又は成績不良にして卒業の見込なき者

第十八條 本館は特別の試験を行はず

第十九條 館生にして本館所定の課程を修了したる者には卒業證書を交付す

第五章 授業料

第二十條 授業料は一月金一圓とす

第二十一條 授業料は毎月二日本館に納入すべし

第六章 塾舎

第二十二條 館生は總て塾舎に入舎すべし

第二十三條 館生は毎月食費として白米三斗及塾費金五十錢を納入すべし

第二十四條 前二條の外塾舎に關する細則は別に之を定む

第七章 職員

第二十五條 本館に館長及職員若干名を置く

第二十六條 館長は館務を總理す

第二十七條 職員は館長の指揮を承け館務を掌る

以下略す

十四、財團法人農民講道館寄附行爲

第一章 目的

第一條 本財團は農村子弟の心身を鍛鍊して健全なる農民精神を涵養すると共に農業經營方法を革新し農村の更生振興を圖り併せて堅實なる海外植民を養成するを以て目的とす

第二條 本財團は前條の目的を達する爲左の事業を行ふ

一 農民講道館の經營

二 本財團の目的を達成する爲に必要な事業又は出版を爲すこと

第二章 名稱及事務所

第三條 本財團は財團法人農民講道館と稱す

第四條 本財團は事務所を埼玉縣北足立郡與野町大字圓阿彌字山王東二百七十二番地に置く

第三章 資産及會計

第五條 本財團の資産は設立者の寄附に係る別紙財産目録記載の財産並に本法人設立後の寄附金及其他の收入より成

第五 農民講道館其他

る

第六條 前條の資産中現金壹萬圓及設立後基本財産として指定寄附せられたる金品を以て基本財産とす

経費の剰餘金は理事会の決議を以て之を基本財産に編入す但し其全部又は一部を次年度に繰越すことを妨げず

基本財産は之を消費することを得ず但し天災事變其他已むを得ざるときは理事会並に評議員會の決議を経主務官廳の承認を得て一時之を流用することを得

第七條 本財團の基本金は國債證券を買入れ又は確實なる信託會社又は銀行若くは郵便局に預入するものとす

第八條 本財團の資産は理事会の議に基き館長之を管理す

第九條 本財團の経費は左の收入を以て之を支辨す

- 一 農民講道館の實習收入
- 二 授業料
- 三 基本金の利子
- 四 寄附金
- 五 雑收入

第十條 経費の收入豫算は毎年度開始一ヶ月前評議員會の決議を経て之を定め決算は年度經過後評議員會の認定を経ることを要す

第十一條 本財團の事業年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものとす

第四章 役員

第十二條 本財團に左の役員を置く

館長 一名

理事 八名

監事 五名

評議員 若干名

第十三條 館長は設立當初に於ては設立代表者之に當る

館長辭任死亡又は其職務を執行すること能はざるに至りたる場合に於ては評議員會の推薦を以て理事中より選任す

館長は理事たるものとす

第十四條 理事及監事は評議員會を経て館長之を依囑す但し本財團設立の際は設立代表者之を依囑す

理事及監事の任期は三年とす 但し再選を妨げず

第十五條 評議員は本財團設立の際設立代表者之を依囑す

評議員を補充せんとするときは理事会の推薦に依り館長之を依囑す

評議員の任期は終身とす

第十六條 補缺に依り就任したる役員は前任役員が任期の残餘期間とす

役員は其任期満了後と雖も後任者の就任する迄仍ほ職務を行ふ義務あるものとす 辭任の場合亦同じ

第十七條 館長は本財團の事務を統轄し且本財團を代表す

館長事故ある場合は理事の互選により其代理者を定む

館長は理事会及評議員會の議長となる

理事は本財團の事務を執掌す

監事は民法第五十九條の職務を行ふ

評議員は評議員會を組織し本寄附行為各條所定の事項を決議する外理事會の諮問に應ず

第十八條 理事及監事が老衰、疾病其他の理由により其職務を行ふに不適當と認められたるときは評議員會の決議により之を解任することを得

第十九條 本財團に顧問及賛助員を置くことを得

顧問及賛助員は理事會の推薦により館長之を依囑す

第二十條 本財團は必要に應じ職員及囑託を置く

前項の職員及囑託は豫算の範圍内に於て館長之を任用又は囑託す

職員及囑託は館長の指揮を受け館務を掌る

### 第五章 會 議

第二十一條 會議を分ちて理事會並に評議員會の二種とす

第二十二條 理事會は館長必要と認めたるるとき又は理事過半数以上の請求あるときは館長之を招集することを得

理事會は理事二分の一以上の出席を以て成立し議事は出席員の過半数を以て之を決す可否同數なるときは議長之を決す

理事會に於て書面又は他の理事に委任して表決をなすことを得

前項の表決は之を出席者と見做す

第二十三條 前條の規定は評議員會に之を準用す

### 第六章 寄附行為の變更並に解散

第二十四條 本寄附行為は理事會及評議員會の決議を経たる上主務官廳の認可を得て之を變更することを得但し理事會及評議員會の決議は出席者三分の二以上の同意あることを要す

第二十五條 本財團は理事會及評議員會の決議を経たる上主務官廳の認可を得て之を解散することを得但し理事會及評議員會の決議は出席者四分の三以上の同意あることを要す本財團解散の場合に於ける殘餘財産の處分は前項の規定を準用す

定を準用す

### 第七章 雜 則

第二十六條 本寄附行為に必要な細則は理事會に於て之を定む

第二十七條 本財團設立當時に於ける理事監事を定むること左の如し

東京市澁谷區鷺谷町二十五番地

理事 横 尾 惣 三 郎

農村に於ける塾風教育

二〇八

東京市芝區二本榎町二丁目二十三番地

理事 馬場 鉄一

東京市品川區北品川六ノ三八七

理事 金子 喜代太

東京市澁橋區戸塚町三丁目三十六

理事 膳 桂之助

東京市赤坂區青山南町五丁目百三十五

理事 月田 藤三郎

東京市豊島區雜司ヶ谷町一丁目六十三

理事 千石 興太郎

埼玉縣大里郡奈良村大字中奈良二千五十五

理事 石坂 養平

埼玉縣北埼玉郡三田ヶ谷村大字喜右衛門新田三五六

理事 齋藤 重雄

東京市大森區田園調布三丁目百二十六

監事 矢野 恒太

神奈川縣中郡大磯町西小磯七百八十

監事 諸井 貫一

東京市小石川區駕籠町百五十四

監事 渡邊 得男

埼玉縣北足立郡三橋村大字側ヶ谷戸參百五十六

監事 武笠 庄太郎

埼玉縣北足立郡與野町大字與野千三百二十七

監事 井原 貞亮

第五 農民講道館其他

二〇九



## 2 愛知縣種畜場

愛知縣岡崎市美合町

當場は大正十二年八月十日に設置を認可せられたるものであつて、元農商務省愛知種馬所の敷地並に建物が大藏省より無償にて交付を受け、諸般の設備を加へて種畜の改良繁殖、有畜農業經營と共に農村青年の徹底的教養に力を致して斯界に大なる貢獻をなしつゝあるが、本場の教育は、曾て本縣に農務課長たりし横尾惣三郎氏の創設に係るものである。

因に當場に於ける事業は次の六部によつて行はるゝものであるが、之によつて本教育事業の當場に於て占むる地位を想ひ見ることが出来る。

### (一) 育牛部

改良和種の育成、調教、乳用種牛の繁殖育成、種畜の拂下、餘勢種付、乳製品の加工及び畜牛に關する各種試験をなす。

### (二) 養豚部

種豚の繁殖育成、仔豚の拂下、餘勢種付、豚肉加工及び豚に關する各種試験をなす。

### (三) 産卵能力檢定部

縣獎勵品種の鶏の産卵能力の檢定をなす。

### (四) 緬羊部

緬羊の繁殖育成及び緬羊飼育に關する試験をなす。

### (五) 農業部

農場の經營面積は十八町歩にして主として厩肥及び畜力の利用に努め、合理的有畜農業の經營をなし、米、麥、蔬菜、果樹、桑樹の栽培、促成栽培、農産物各種加工及び養蠶をなし、尙ほ家畜飼料自給のため各種飼料作物の栽培をなす。

### (六) 教育部

之に實習生教育と講習講話とあり。概況次の如し。

教育部概況 (愛知縣種畜物實習生要覽に因る)

## 第一 實習生教育

### 1 實習生養成趣旨

農村振興の方策多種多様なりと雖、其の根本問題は農村青年の徹底的教養にあり。然かも時代の要求は農村青年をして農業の本質及勤勞精神の自覺を促すにあるを以て、左記計劃により農村青年の教養を實施し、斯業の開發を圖らんとする所以なり。

### 2 實習生養成計畫

#### 一、教育の目的

#### 第五 農民講道館其他

農村の中堅となり、農業に従事する堅實なる青年の養成を目的とす。

二、教育の方針

皇國農民の立場を自覺せしむる爲、左記方針を以て教育す。

- 1 質實剛健の氣風と勤勞好愛の性格涵養を圖ること
- 2 農業に關する技能を體得せしめ、農村好愛の精神の涵養を圖ること
- 3 自治の精神を涵養し、國民性の陶冶を圖ること

三、教育に關する施設

(一) 修 養

心身修養の爲、左の日課を課す。

- (イ) 就業一時間前起床すること  
但し起床は當番に於て振鈴のこと
- (ロ) 起床後三十分間以内に寄宿舎内の掃除清頓洗面をなし、場内神苑に集合し、禮拜皇國運動をなすこと
- (ハ) 時々修養會を開催し、人格者を招聘し、精神修養の講演をなすこと
- (ニ) 自治共同的精神養成の爲、共同自炊共同作業を課す

(備考) 場内服務時間割

期	間	始業	晝食	終業
至自	至自	七時	至自	四時
至自	至自	七時	〇正	五時
至自	至自	六時	〇正	五時
至自	至自	六時	〇正	五時
至自	至自	六時	〇正	五時
至自	至自	六時	〇正	五時
至自	至自	六時	〇正	五時
至自	至自	六時	〇正	五時
至自	至自	六時	〇正	五時
至自	至自	六時	〇正	五時
至自	至自	六時	〇正	五時
至自	至自	六時	〇正	五時
至自	至自	六時	〇正	五時
至自	至自	七時	〇正	五時
至自	至自	七時	〇正	五時

農村に於ける塾風教育

(一) 學科

學科は毎週木曜土曜の兩日各四時間づゝとし、規定の科目を教授す。

修身	乳肉加工法	農産物加工法	肥料土壤學、土地改良
農道	家畜衛生	米麥作法	養蠶
有畜農業經營法	蔬菜栽培法	測量學	飼料作物栽培法
畜産學	果樹栽培法	農具學	其の他

(三) 手工

自給自足の徹底を圖るため、鍛工木工の實習を課す。

(四) 實習

實習は當場繁養の家畜、家禽及農場を利用し、學術を基礎とし、技能の練磨を計る爲、左記事項を主眼とし、實務に服せしむ。

- (イ) 責任觀念を以て爲すこと
- (ロ) 規律的に作業に従事すること
- (ハ) 勤勞好愛の精神涵養を計ること
- (ニ) 趣味の喚起を計ること
- (ホ) 時刻により連續的に實習に服すること

(五) 募集人員 五十名

(六) 講師

講師は當場職員之を擔當し、必要あれば縣農事試驗場縣農會職員、其の他學識經驗ある者に囑託す。

3 實習生規程並細則拔萃

一、實習期間

毎年四月一日より翌年三月三十一日に至る一ケ年とす(規程第二條)

二、實習生

左の資格を有する者の中より詮衡の上場長之を採用す(規程第五條)

- (イ) 本縣に住所を有する者にして現に農業に従事する者
- (ロ) 年齢十六年以上十九年以下の男子にして高等小學校を卒業し又は之と同等以上の學力ありと認めたる者
- (ハ) 身體強健品行方正思想健實にして市町村長の推薦に係る者
- (ニ) 現況四九名、補習校卒、中卒、乙種農學校卒等、年齢は滿十六才より二十四才迄

三、寄宿生活

總て種畜場内に寄宿せしむ(規程第八條)

四、手當支給

實習期間中月額金十圓以内の手當を支給す(規程第九條)

第五 農民講道館其他

五、職員

教育主任（現在は愛知縣農林技師磯貝一雄）一名、教育係若干名を置く（細則第四條）

六、休日及實習時間

實習生の休日は職員に準じ、實習時間は農牧夫の勤務時間に準ず（細則第五條）

4 其他参考となるべき事項

一、場 長

參木晋七郎 盛岡高等農林學校卒業後畜産試驗場技手、宮内技手、畜産試驗場技師等歴任

一、經 營

講堂 一棟 三〇坪、寄宿舎 三棟 八五坪、食堂炊事場風呂場 三〇坪、實習地（畑） 一八町歩、

實習生教育費年額 六千圓

一、卒業生

大正十四年度 一三 大正十五年度 八

昭和二年度 九 昭和三年度 一四

昭和四年度 一五 昭和五年度 一九

昭和六年度 三二 昭和七年度 三一

合計 一四一

第二 講習講話

(1) 有畜農業實務講習會

皇國精神を自覺し土に親しみ安んじて堅實なる農業に従事する有畜農業の經營者を養成する目的を以て左記に區分し一ケ年間數回本講習會を實施す

イ、農業教員講習會

有畜農業を教育的方面より普及發達を圖るため縣下小學校及農業補習學校農業科擔任教員にて本講習會希望者中より五拾名を採用し期間を一週間とし場内に宿泊せしめ本講習會を開催す

ロ、青年有畜農業實務講習會

農村の中堅となるべき青年をして勤勞の體驗により堅實なる皇國農民精神涵養並に有畜農業經營に關する技能と智識の習得を圖らしむるため各郡市農會の推薦により一回四十名を限度として採用し期間を一週間とし場内に宿泊せしめ本講習會を開催す

ハ、女子青年有畜農業實務講習會

將來農村の堅實なる主婦となるべき女子青年をして皇國精神の涵養有畜農業趣味の喚起並に有畜農業經營に關する技能の習得を圖らしむるため各郡市農會の推薦により一回三十名を限度とし之を採用し期間を四日間とし場内に宿泊せしめ本講習會を開催す

(2) 出張講話

第五 農民講道館其他

家畜家禽及有畜農業經營の普及發達を圖る目的を以て各地に職員を出張せしめ講習講話をなさしむ

(備考) 愛知縣追進會々則

第一條 本會は愛知縣種畜場に於て有畜農業實務講習會を修了せる者及實習生修了者を以て組織し愛知縣追進會と稱す

第二條 本會事務所は愛知縣種畜場内に置き支部を關係各都市に置く

第三條 本會は皇國精神を涵養し會員相互の親睦を圖り有畜農業の普及發達を期するを以て目的とす

第四條 前條の目的を達成せんが爲左の事業を遂行す

- 一、會員は毎朝神社を遙拜し祖先の禮拜をなす
- 二、有畜農業經營優秀なる會員に追進賞を交付す
- 三、有畜農業經營事例並研究事項の發表
- 四、講習講話會及競技會の開催
- 五、毎年一回大會を開催し研究發表並意見の交換をなす
- 六、會員名簿の交付其の他必要なる事項

第五條 本會は山崎延吉先生を總裁に推戴し本會の統帥を仰ぐ

第六條 本會に顧問を置く、顧問は學識經驗に富みたる者又は本會事業に縁故ある者を總會に於て推戴す

第七條 本會に左の役員を置く

會長 一名 副會長 一名 支部長 若干名

會長は愛知縣種畜場長を以てす副會長は支部長の互選とし其の任期を貳ケ年とす支部長は各都市に於て選舉し任期を貳ケ年とす

第八條 本會に左の職員を置く職員は會長之を任免す

幹事 若干名 書記 若干名

第九條 會長は會務一切を統理し副會長は會長を補佐し會長事故ある時之を代理す支部長は會長の諮問に應じ會務執行並財産の狀況を監査し其の支部内にある會員に關する事務を掌るものとす幹事は會長の指揮に従ひ會務を處理す書記は會長の指揮に従ひ庶務會計に従事するものとす

第十條 本會役職員は名譽職とす

第十一條 本會の總會は第四條の大會を以て之に充つ

第十二條 本會の經費は寄附會其の他雜收入を以て之に充つ

第十三條 本會の收支豫算は總會に於て議決し決算及事業報告は翌年度總會に於て之を行ふ

第十四條 本會の年度は會計年度とす

第十五條 本會の名譽を毀損したる者は總會の決議に依り除名する事を得

第十六條 本會々則は總會の決議に依り改訂増補するものとす

3 香川縣立農事講習所

香川縣仲多度郡榎井村

一、創立

昭和四年四月一日

二、目的

農村中堅人物の養成

三、教育精神

大和民族傳統の農民精神——質實剛健、勤勉努力の精神——を涵養せんとす

四、經營

(イ) 經營主體

香川縣

(ロ) 經費年額

一萬圓餘

(ハ) 財源

農産收入、授業料

(ニ) 敷地

一千三百坪

(ホ) 建物

建坪七百四十五坪

(ヘ) 農場

田四町五反歩餘、畑一町歩餘、外に未開墾地約五町歩

五、規則

(イ) 入學資格

尋常小學校を卒業し、年齢滿十四歲以上の男子

(ロ) 修養年限

二年

(ハ) 教科目及毎週教授時數

科 目	第一學年		第二學年	
	課 程	時 數	課 程	時 數
修身	皇國精神及農業經營	三	皇國精神及農業經營	一
地理、歴史			一般	二

農村に於ける塾風教育

二三三

農場實習	農、武、外、農、數、國、博、法	體、武、外、農、數、國、博、法	操、道、語、業、學、文、物、濟	皇國運動、劍道	講讀、作文、習字、珠算、算術、農業綱要	皇國運動、劍道	講讀、作文、習字、珠算、代數、農業綱要、初歩	皇國運動、劍道	六、二、二、七、二、三、二、二
------	-----------------	-----------------	-----------------	---------	---------------------	---------	------------------------	---------	-----------------

備考 本課程は必要に應じ随時變更する事あるべし。

(三) 授業料

五十錢

(ホ) 學年

自四月一日至翌年三月末日

六、日 課

午前五時

一、皇國運動

同 五時半

一、所歌合唱

同 六時

一、食前實習

同 七時

一、禮拜

二拜二拍手

君が代合唱

教育勅語奉讀

天皇陛下彌榮三唱

二拜二拍手一拜

一、朝食

一、學課

一、實習

一、自習

一、禮拜

二拜二拍手一拜

七、所長

第五 農民講道館其他

二三三

相原言三郎

八、職員

及川嘉一(農林技手)、福家徹士(同上)、外囑託二、助手二

九、生徒

總數四十數名。内農家出身約七割を占め、其の他は商家出身・教員・官吏・會社員等なり。

十、卒業生

大部分は農業に従事し、他は市町村吏員又は農會技術員として活動。

講習所とは「立本會」によつて相互の連絡を圖る。毎月一回會合し左記事項に付協議を行ふ。

- (1) 農産物の販賣購買幹旋
- (2) 立本會報の刊行
- (3) 農業に關する出版物の刊行
- (4) その他必要と認めたる事項

十一、講演會

時々特別問題につき専門家の科外講義及指導を受く。

十二、其の他參考となるべき事項

(イ) 昭和六年度收支決算書

科	目	收	入	支	出	差	引	残	高
普通	通		一、七〇七、九五〇		二八二、三二〇			一、四二五、六四〇	
養蠶	蠶		一九七、四一〇		一九、三七〇			一七八、〇四〇	
養雞	雞		四、五一四、五八〇		二、五四九、三八〇			一、九六五、二〇〇	
蔬菜	菜		二、五一四、九五〇		六一一、〇七〇			一、九〇三、八八〇	
畜産	産		九〇八、〇〇〇		八一七、三八〇			九〇、六二〇	
雑費	費		六〇七、八〇〇		二八一、七三〇			三二六、〇七〇	
人件	件				四、七九九、六六〇			▲四、七九九、六六〇	
借地	地				一、〇七五、〇二〇			▲一、〇七五、〇二〇	
計			一〇、四五〇、六九〇		一〇、四三五、九二〇			一四七七〇	

(ロ) 香川県立農事講習所農會技術員養成規定(抜萃)

第一條 農會技術員養成を目的とし香川県立農事講習所に練習生を置く

第二條 練習生養成期間は左の通とし毎年四月一日より授業を開始す

一、尋常小學卒業程度を以て入學資格とする修業年限三年程度の農業學校を卒業したるものは二ケ年

但し乙種農學校卒業生たりと雖も特殊の技能を有する者と所長に於て認めたる時は修業年限を一ケ年となす

ことを得

第五 農民講道館其他



二、高等小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限三年程度の農業學校を卒業したる者は一ケ年

第七條 練習生は甲乙兩種農業學校卒業生にして左の各項に該當するものに付農事講習所長に於て選拔入所せしむ

一、年齢十六歳以上にして品行方正、身體強健なるもの

二、志望確實なるもの

三、在所中徴兵の關係なきもの

第八條 練習生たらむと欲するものは願書に履歷書、身體検査書及市町村長又は縣立農業學校長の推薦書添付の上三月二十日迄に農事講習所に差出すべし

第十一條 練習生は監督の必要上又は農事實習上農事講習所長の指定する一定の箇所合宿せしむることあるべし

### 第六 其他の特色ある教育機關

本項に於ては以上觀來つた如き系統ある教育機關とは、異り系統なきもの若くは未だ系統を示すに至らざるものにして、其の規模の大小を問はず極めて自然に發達せるもの、其他各種の特長を有する教育機關を收録せるものである。之を便宜上經營主體別によつて整理すれば、概ね次の如くである。

縣 立 (一) 町村學校組合立 (二)

産業組合支會立 (一) 縣 農 會 立 (一) 郡 農 會 立 (一)

農家組合立 (一) 農民組合支部立 (一)

神 社 立 (一) 寺 院 立 (一)

社團法人立 (一) 財團法人立 (四)

其他後援會、一私人の經營に係るもの (一三)

以下掲載の順序も之に従つた。

#### 1 六原青年道場

岩手縣膽澤郡相去村元軍馬補充部六原支部跡

#### 一、沿 革

第六 其他の特色ある教育機關

- 昭和七年九月二日 縣告示第五七八號を以て縣立六原青年道場を設置す
- 同 九月六日 各郡より推薦せる青年五十六名を第一回訓練生として入場せしめ開場式を行ふ
- 同 九月十日 拓務省より滿蒙武裝移民候補者訓練を依頼せられ、秋田、青森、岩手の在郷軍人百二十六名の入場を許し、青年と共に之が訓練をなせり
- 同 九月二十七日 第一回短期訓練を終了し、青年の一部は縣營岩崎開墾地に移住し、他は悉く郷關の振興を念とし歸郷せり。在郷軍人より成る武裝移民は同日訓練を了し、越えて十月三日チャムスに移住せり
- 同 十月七日 第二回入場式舉行
- 同 十一月十日 第三回入場式舉行
- 同 八年五月十一日 第四回入場式舉行
- 同 六月十日 第五回入場式舉行、木炭検査員及縣營岩崎開墾地移住を希望する青年のみを收容す
- 同 七月十五日 第六回入場式舉行、各町村青年團幹部五十五名及綜合指導村經營に當るべき岩手郡澁民村中堅青年十名を收容す
- 同 七月二十一日 規程改正、六原青年道場に訓練部、模範農村部、林業試験部の三部を置くことゝす
- 同 八月十日 第七回入場式舉行、各町村女子青年團幹部七十五名を收容す
- 同 八月十八日 第八回入場式舉行、海洋に生くべき者の爲め下閉伊郡宮古町に六原青年道場分場海洋青年道場を設置し、三十一名を收容す

同 九月二十日 第九回入場式舉行、長期五十日の訓練を開始す

同 十二月一日 第十回入場式舉行、水産學校卒業生を收容、第二回海洋青年道場開始

同 十二月五日 第十一回入場式舉行、縣下産業組合員五十名を收容し、三十一日間に亘り一般的訓練の外特に産業組合に関する訓練指導を行ふ

## 二、設立の趣旨

本縣は由來天恵に乏しきが上に、水害甚しく、之が復舊に民力を傾到せるに、搗て、加へて連年凶作、旱害及不漁の爲、縣内到處困窮を告ぐるに至り、加ふるに縣下金融機關の破綻と一般の不況とは、遂に縣内に全面的窮乏を現出し、縣民の多數は死活の岐路に立つに至れり。

縣に於ては焦慮の結果、昭和七年度以來政府の深甚なる同情に依り、幸にも應急の措置を講ずると共に、根本的打開の策を樹立せり。

就中、縣下青年男女を訓育して信念と實力の啓培に努め、以て地方更生の原動力を育成することの喫緊の要務なるを痛感し、昭和七年九月二日管下膽澤郡元軍馬補充部六原支部跡地に縣立六原青年道場を設立するに至れり。

## 三、目的及組織(道場規程抜粹)

### 第一章 總 則

第一條 本道場は縣下青年男女を訓練して専ら信念と實力との啓培に務め、依て祖先傳來の日本精神を體現し、入りては地方風教の作興及地方産業の進展に盡し、出でては新領土及び海外への發展を圖り、以て本縣の振興と皇國の

農村に於ける塾風教育

興隆とに貢献する地方中堅人物を養成するを目的とす

第二章 組織

第三條 第一條の目的を達成する爲本道場に左の部を置く

一、訓練部

一、模範農村部

一、林業試験部

第四條 訓練部に於ては専ら道場生の教養を掌る

第五條 模範農村部に於ては農家經營の實際に關する研究、模範農村の建設及道場生の指導を掌る

第六條 林業試験部に於ては造林、林産、副業等、試験調査、製作及道場生の指導を掌る

第三章 職制

第七條 本道場に左の職員を置く

一、道場長

一、道場副長

一、訓練部

部長 若干名  
部士 若干名

技師 同

助教士 同

技手 同

講師 同

一、模範農村部

部長

技師 若干名

技手 同

技手補 同

主事補 同

一、林業試験部

部長 若干名

技師 若干名

技手 同

技手補 同

主事補 同

第六 其他の特色ある教育機關

四、道場長

田村不顯 子爵 海軍少將

五、職員

道場副長(書記官) 湯本二郎

訓練部長(視學官) 佐藤熊三郎

訓練部附屬農場長(地方農林技師) 鈴木誠一

模範農村部長(耕地整理課長) 阪部重遠

林業部長(山林課長)

山本清治

六、指導方針(訓練要目)

(一) 日本精神を自覺し且つ之が體現に關し追進の意氣と熱とを養ふこと

(イ) 皇國體の眞核を尋ぬること

(ロ) 信仰上、哲理上、實際上より尋ぬ

(ハ) 他のものと比照し之を包容しつゝ指導す

「注意」 皇國精神講話、風俗習慣と隨神道、神典至要抄、其他

(二) 實習による感得

(イ) 神社(皇祖天照大御神) 大前に於ける訓練、遙拜、參拜、祭祀奉仕(勅語、祝詞の御主旨の理解と奉讀)

(ロ) 國旗の下に於ける訓練

(ハ) 日本體操による訓練

(ニ) 武道による訓練(木劍氣合、劍道型、懷劍型等)

其他(ホ) 教練、(ヘ) 道場地域の靈地化、(ト) 各種實習特に開墾、(チ) 修道夜會、(リ) 日常動作等による訓練

(3) 宣誓

(イ) 道場長、教士、助手は就任の際國旗の下にて神前宣誓を行ふ

(ロ) 道場生入場の場合に入場宣誓を行ふ

(ハ) 道場生修練式の際に宣誓を行ふ

(ニ) 臨時訓練生入場及退場の際は國旗の下にて神前宣誓を行ふ

(4) 其他神社、郷黨先人の社、祭事、大和舞等の舞樂等々によつて訓練をなす

(11) 自己の「5のち」を内省し大いに實力即ち活動の原動力を養ふこと

(1) 開墾、(2) 耕作(米麥其他穀類)、(3) 果樹、園藝、蔬菜、(4) 畜産、(5) 養蠶、製糸、機織、(6) 林業、

(7) 肥料、(8) 製造、利用、加工、貯藏法、(9) 水利、農業土木、(10) 副業(養蜂、養魚、養鶏、各種罐詰、漬物、

乾物、木炭、機織、各種工作品、印刷、手藝品等)、(11) 簡易建築(普通農業用小屋の建築、住宅等の保温、通風

採光に適せる智識)、(12) 簡易工業(鍛冶、特に農業用の鋏、鎌等の製作及修繕、その他金工、機械、電機利用、

鑛業に關する智識)、(13) 衛生醫療に關する事項、(14) 國內及國外に於ける消費市場の狀況と之に處する覺悟

(イ) 縣の生産狀況

(ロ) 縣の輸出入の狀況

第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける塾風教育

- (ハ) 國の輸出入の狀況
  - (ニ) 自給自足の意味に於て必要な物品
  - (ホ) 縣外移出の見込ある物品と移出先
  - (ヘ) 國外輸出の見込ある物品と輸出先
  - (ト) 有望なる新製品、製作上必要な原料の輸入移入先、及輸移入に伴ふ手續と經費
  - (チ) 販賣方法等
- (15) 海外事情の研究と移殖民
- (イ) 地理的概念
  - (ロ) 國際事情の主要點と國民の覺悟
  - (ハ) 新領土の事情と移殖民
  - (ニ) 海外事情と移殖民、特に隣接諸國地方と移殖民に適する地方
  - (ホ) 移殖民に必要な基礎條件と準備
- 「注意」英國の移殖民經營史等
- (16) 農業經營の理論と實際
- (イ) 一農家經營に就きて
  - (ロ) 共同經營に就きて

七、道場生に關する事項

- (一) 道場生規則
- (イ) 年 齡  
十八歳以上三十歳迄を普通とす、但し修練の内容及修練資格の定め方により多少の變更あるべし
- (ロ) 學 歴  
特別の場合の外は學歷の有無に關係なし
- (ハ) 精 神  
眞摯にして不平不満なく努力精勵することの意思強固なること
- (ニ) 健 康  
身體強健にして刻苦勞働に堪ゆるもの、既往重病に罹りたるものにして未だ經過年月少なるもの又は一種の持病を有するものは資格なし、採用の際は健康診斷を行ふ
- (ホ) 採 用  
原則として郡市青年團長、在郷軍人會、市町村長、學校長等の推薦による、時に廣く一般志望者中より採用することあるべし

第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける塾風教育

(ハ) 給 與

可成入場中食費を給す、尙ほ困窮の事情あるものには特に旅費を支給することあるべし

(ト) 携 帶 物

寝具、作業服及附屬品、シャツ上下着換、其他日常の必需品

(チ) 特 權

當分の内縣營岩崎開墾地従事者として優先特權を與ふ、又將來縣に於て此種の事業を行ふ時にも特權を與ふる  
こと

(リ) 定 員

短期は百名以内、長期は五十名以内

(ヌ) 女子も概ね之に準ず

(二) 道場生の訓練

(1) 短期訓練(三週間乃至一ヶ月)

専ら信念の涵養に關する行事と開墾とによる訓練、多少の講義、講習を加ふることあるべし

(2) 長期訓練

第一部(三ヶ月内外)

初期の三週間以内には専ら信念涵養に關する行事と開墾とによる訓練を行ひ、中期の略々一ヶ月以内に於

は諸種の行事を行ふ外、講義を聴き、普通耕作に従事しつゝ各種産業實習に従事せしめ、終期五日以内に於ては専ら信念涵養に關する行事と開墾とによる訓練を行ふ。

第二部(十ヶ月以内)

初期と終期とは第一部の訓練に等しいが、中期に在つて講義と産業實習の種類と量とを増加するものなり。

八、臨時生に關する事項

(一) 種 類

道場精神の普及徹底を圖る爲、修練を爲すを適當と認むる者又は修練を熱望する者に對し行ふ。

(イ) 修練を爲すを適當と認むる者

1 學校職員及官公吏たる者

2 學校生徒

3 青年訓練所生

4 在郷軍人

5 青年團員

6 各種婦人團體

7 其他適當と認むる者

(ロ) 修練を熱望する者

第六 其他の特色ある教育機關

團體又は個人たるを問はず

(二) 訓練内容

- (イ) 臨時生訓練に於ても信念涵養に關する行事と開塾又は耕作とによる訓練は、在場期間を通じ絶対の要件なり
- (ロ) 産業に關する修練は修練期間の長短によりその都度その内容を決す、但し個人の場合はその志望する所により定む

(三) 訓練期間

何れの場合を問はず訓練の徹底を期せんが爲め、期間は二週間以上とすること

(四) 給 與

修練を爲すを適當と認むる者に對しては、事情により在場中の食費の一部又は全部を支給することあるべし

(五) 臨時生現在數

昭和九年一月 三、三九三名

九、修練生に關する事項

(一) 資 格

道場生にして本道場の修練を経たる者を修練生となす、修練生には修練證並に修練章を授く

(二) 道場との關係

(一) 道場は修練生のため、その行はんとする開塾を始め、各般の事業計畫、その他新領土、海外への發展を達成せしむべき有力なる援助をなすこと

(二) 道場は一年一回、修練生同志の集會を行ひ、相互啓發、融合歸一の反省をなすこと

(三) 修練生は道場に差支なき限り、何時たりとも道場に入出し鍛鍊を行ふことを得

(四) 修練生は後進たる道場生の爲め、進んで指導者たり後援者たることを辭せざること

(三) 現在數(昭和九年一月)

五百名

十、清 明 會

(一) 六原青年道場に於て修練を経たる者即ち修練生を以て組織す

(二) 道場精神の實現を期する爲の機關とす

(三) 市町村を單位として清明會支部を置く、支部はその區域内の修練生を以て組織す

(四) 本會及各支部に世話役及相談役を置き事務を處理す

十一、經 營

(一) 經營の三大綱

(1) 道場精神に基き青年男女の訓育の道場として經營す

(2) 縣は諸般の研究及事業經營の目的を以て施設を爲すと共に、道場生をして右施設に付き見習實習せしむ

農村に於ける塾風教育

二四〇

- (イ) 縣は産業及教育上に關し研究並に試験を行ふ爲め必要なる設備を整へること
- (ロ) 縣が改善し奨励し普及せしめんとするものにつき育成し、製造し、配付するため必要なる設備を爲すこと
- (ハ) 六原原野の一部に自作農創設の目的を以て道場出身の青年並に道場職員より成る模範農村を建設すること
- (ニ) 土地に餘裕ある場合は、その一部を各郡市に分割し、郡市農會を主體とし經營方法を講ぜしめ、その郡市内に於ける六原道場出身の青年を選び經營せしむること
- (ホ) 本道場經營につき縣財政經理上止むを得ざる場合は一部を賣却し財源に充つ
- (3) 自給自足の經營方針をとる

(イ) 特別會計とすること

(ロ) 特別維持基金を設けること

(二) 經營財源

(1) 土地拂受の財源と償還財源

(イ) 起債による

(ロ) 償還は一般會計及開墾したる土地の賣却金並に道場收入より財源に充つ

(2) 事業經營財源

(イ) 當初の施設經營の費用は縣の一般會計より支出す

(ロ) 縣財政の狀況に鑑み、道場經營計畫に支障を及ぼさざる程度に於て開墾したる土地を賣却して經費に充

當し、縣一般會計の負擔を軽減することなるべし

(ハ) 自給自足の大本立ちたるときは、特殊の施設又は特殊の事情ある場合の外は、縣の一般會計より支出を爲さず

(三) 經費(昭和九年度歳入歳出豫算)

(イ) 歳入

一一三三圓

一、國庫補助金

一、縣債

一、雜收 入(家畜、家禽、農産物、竹木、其他の賣拂代)

一、縣費編入金

合計

六二、九二七

(ロ) 歳出

一、六原青年道場費

三九、〇二五圓

(事務費—俸給、雜給、雜費)

一四、三〇〇

(營繕費)

二、五七〇

(開墾費)

一五、〇〇〇

(事業費—耕種費、畜産費、養蠶費)

六、三五五

第六 其他の特色ある教育機關

二四一



農村に於ける熱風教育

(修繕費)

一、林業部費

一、六原模範農村縣營事業費

一、縣債利子

合計

二四二

八〇〇)

九、八〇一

一

一四、一〇〇

六二、九二七

2 新潟縣青年講習所

新潟縣北魚沼郡湯ノ谷村銀山平銀山寺

新潟縣當局は、我國内外の情勢、特に新潟縣の實情に鑑みる所あり、昭和八年度より青年講習所を開設することゝなつた。本所は建國精神を基調とし、地方の更生を圖るべき中堅人物並に海外に拓殖移民せんと欲する有爲なる青年の養成を目的とし、從來の學校教育とその趣を異にし、心身の鍛鍊を主とし、勤勞に従事しつゝ、體驗に訴へて堅實なる思想信念を涵養し、併せて緊要なる智能を練磨せしむる方針なりと云ふ。

一、位 置

前記銀山平、大湯温泉より東方約七里

講習所 銀山寺

寄宿舎 銀山寺及び分舎

實習地 銀山寺に隣接の十町歩及び其他の十町歩

二、職 制

所長 一、教師 若干名、囑託 若干名

三、入所資格

(イ) 身體強健、志操堅固にして年齢滿十八才以上二十五才以下の男子たること

第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける塾風教育

二四四

(ロ) 實業補習學校、實業學校、中等學校卒業又は之と同等以上の學力を有する者たること

(ハ) 戸主の承諾を得、且つ所屬市町村、青年團長、又は出身學校長より推薦せられたる者たること

四、講習期間

昭和八年度は、六月二十日開所し十一月閉所す

五、學科目並課程

修身及公民科、文化史、國際地理、農業一般、農家經營、農村經營、經濟一般、植民論、體操、武道、特別講義及  
實習作業

六、授業料、食費及寢具費

授業料は徴收せず

寄宿舎に於ける食費は一切之を給與す

食器及寢具は之を貸與す

七、其他の諸費

1 被服

實習服 青年團服、青年訓練所服又は實習に適する服を各自用意すること

帽子及卷脚絆 各自適宜のものを用意すること

ゴム足袋 二足又は三足携行のこと

靴 隨意

其他シャツ、寢衣、帶等は各自携行すること

2 學用品及日用品

ノート、鉛筆又は萬年筆、インク、タオル、楊子、石鹼、齒磨粉

3 參考書その他

平均約月一圓を要す

八、入所希望者

昭和八年度募集人員二十五名の所、希望者三十八名に達したり。その内譯左の如し。

(イ) 郡別

北蒲原	五	中蒲原	三	西蒲原	二
南蒲原	二	東蒲原	一	古志	三
北魚沼	一	南魚沼	一	中魚沼	一
中頸城	七	西頸城	三	刈羽	三
岩船	三	佐渡	三	新潟市	一

(ロ) 學歷別

中等學校卒 一一、補習校卒 一六、高小卒 一

第六 其他の特色ある教育機關

二四五

(ハ) 年齢別

十八才二	十九才三	二十才五
二十一才八	二十二才八	二十三才五
二十四才四	二十五才二	二十七才一

3 對馬産業講習所

長崎縣下縣郡嚴原町大字今屋敷

一、設立の動機

從來産業獎勵及指導の目的を以て屢々各種の講習會、講演會等を開催したるも、その實績餘りにも擧らずして農村は漸次衰退に向はんとする現狀となり、産業の振興は基より、農村の開発上一大革命を圖らざるべからざる狀勢に差迫りたるも、従來行はれたる所謂成人教育にては到底その目的を達することの不可能なるを認め、農村を救済する方法としては將來農村の中堅人物となるべき堅實なる青年を養成するに在るを痛感したる結果、本講習所を設立するに至りたるものなり。

二、沿革

産業講習所は大正十年四月、對馬島農會の創設に係り、當初一年制度なりしが、大正十五年度より之を上下縣郡總町村組合に移管するに及び、校舎水産工場厩舎豚舎雞舎等を新築し、寄宿農舎の移轉並に寄宿舎の増築を行ひ、農業水産科を併置して、一年制度を二年制度に改め、町村長の推薦したる高等小學卒業程度の學力を有する者を收容するに至れり。

昭和四年度に於て寄宿舎の増築を行ひ、其他の設備を整ふると共に、主事を設置せり昭和五年度に至り主事を廢し、更に水産技術員を廢し、單に實業科となし、本島の實情に最も適したる施設計畫をなし、専ら實際的人物の訓育に

努めつゝあり。

三、所長

齋藤榮 四十九才 東京帝大農科大學農學實科卒

四、教育方針

本所は將來對馬産業振興の中堅者たるべき有爲の人材を養成するを以て目的とし、特に左記事項に留意して人格の陶冶をなす。

(皇國島民の立場を自覺せしむる爲め左記方針を以て教育す)

(イ) 質實剛健の氣風と勤勞好愛の性格涵養を圖る

(ロ) 自給自足の精神に富む島民性の陶冶を圖る

(ハ) 一致協同の美風を涵養し、勞働の神聖なることを體驗せしむ

而して生徒は、心身修養のため之を全部寄宿舎に收容して、毎日左の日課を課す

(イ) 就業二時間前起床せしむ、但し生徒の起居動作は總て週番の振鈴に依り敏活ならしむ

(ロ) 起床後十五分にして前庭に集合し、皇室の遙拜、祖先の禮拜をなさしめたる後、國民保險體操を行はしむ

(ハ) 寄宿舎の生活は力めて家庭的ならしめ、取締の爲め舎監を置くと雖も、自治的に活動せしむるを本體とし、

週番其の他の當番を以て總てを處辨し、諸種の規律的共同作業を課し、以て自治的共同的精神の修養に努めしむ

五、職員

専任二名、兼任三名

六、生徒

農家出身の男子のみ四十名、一年二十名、二年二十名。學歷は殆んど高小卒の者にして、年齢は十五才五名、十六才十七名、十七才十二名、十八才六名の割合なり。

七、卒業生

(イ) 年度別卒業生數

大正十年度	八	大正十一年度	一五
同 十二年度	一五	同 十三年度	一八
同 十四年度	二三	昭和元年度	六
同 二年度	二二	同 三年度	二三
同 四年度	二〇	同 五年度	一五
同 六年度	二二	同 七年度	二〇
總計	一九六		

(ロ) 卒業後の狀況

卒業生の八割五分は自家經營、その多くは自村の各種團體の幹部として活動しつゝあり。尙ほ一割五分に當る卒業生は町村技術員、小學校教員、警察官吏、會社員、軍人等となりて活動中なり。

第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける塾風教育

(ハ) 母校との連絡

「講友會」を組織して年一回總會を開催す。又各村に支部を置き、年數回「支部座談會」を催し、その都度母校職員の出張を乞ひ、連絡指導を受けつゝあり。その他各方面に於て常に連絡を密になしつゝあるが、特に新規事業の計畫については母校にその良否を質し、然る後實行するの習慣あり。

八、寄宿舎

特に舎監として任命なきも、専任職員之に當りつゝあり。會費は月七圓内外、積立金一圓。生活は力めて家庭的ならしむ。

寄宿舎に於ては緊張生活を緩和し、協同和樂の愉快と自覺的修養を爲さしむる爲め、左の事項を實行す。

(イ) 適當の時期に職員と會同し、娛樂會を行ふ

(ロ) 歌詞歌曲の野卑に亘らざる範圍内に於て音楽を奨励し、時期を定めて樂器の使用を許可す

(ハ) 舎生と舎監と會同し、時々座談會を開き、生徒の慰安修養に資す

(ニ) 各種參考書類を集めたる文庫を設け、生徒をして自由研究の資に供す

(ホ) 個人的自由研究を奨励し、實習と學科とを問はず之が指導誘掖をなす

九、學則

(イ) 入學資格

十四才以上の男子にして、高等小學校卒業以上の學力ある者

(ロ) 修業年限

二ヶ年

(ハ) 教科

(一) 學科

(イ) 學科は左記の科目を教科書又は筆記に依り教授し、實際的智識技能の熟達に努めしめ、特に實業科目に在りては本島に適切なる教材を精選し、實習と密接なる連絡を保ち教授す

第一學年

修身公民 二、 國語 二、 數學 二、 作物 六、 土壤肥料 二、 農具 一、

林學 二、 養蠶 二、 畜産 二、 水産 三、

第二學年

修身公民 二、 國語 二、 數學 三、 作物 四、 農業經濟 二、 農具 一、

病理害虫 二、 林學 二、 養蠶 二、 畜産 一、 水産 二、 氣象 一、

(ロ) 毎日修業後規程の時間を設け、各自室内に於て二時間の自習をなさしむ

(ハ) 實業科目に對しては時々實際的問題を課して研究なさしむ

(二) 實科

(イ) 實習經營大則

第六 其他の特色ある教育機關

實習經營は本講習所に於ける教育の生命とも謂ふべきものにして、即ち内に於ては郷土中堅先覺者の士の養成に遺憾なきを期し、技術の練磨を計るは勿論、品性の陶冶に努め、勞働夫れ自身道徳なるの強き確信を養成せしむると共に、他面本島産業の指導啓發に資する經營をなし、以て内外の要求に添はむとす

(ロ) 實習指導の綱領

- 一、實習の教育的價値を確認し、全人格の陶冶を期すること
- 二、監督的態度を痛排し、人格的指導の態度を以て終始すること
- 三、學科との連絡に注意すると共に、趣味的陶冶を重視すること
- 四、研究的態度を奨揚し、凡ゆる機會を善用すること
- 五、勤勞好愛、協同自治の精神涵養に努むること
- 六、責任感念を以て事を處理し、萬事に規律的ならしむること
- 七、實習事項は凡て之を有機的に取扱ひ、理解と活用に使すること

(二) 授業料

授業料を徴收せず、入所生に對しては一人に付き月額四圓五十圓を食費として支給する外、各町村より月額二圓乃至五圓を補給するを以て、食費は給與を以て足り、自費を要せず。

一〇、經營主體

(イ) 經營主體

長崎縣上下縣郡總町村組合

(ロ) 經費年額

八千四百八十二圓 昭和八年度豫算

(ハ) 財源

生産品の賣上金、組合各町村負擔金、補助金等

(ニ) 補助金

長崎縣より年額九百圓、寄附金なし。

(ホ) 生徒募集

募集すべき生徒數を各町村に配當して、各町村長、小學校長、卒業生に通知し、卒業生は町村長、小學校長と協議の上卒業生主體となりて入所の勧誘をなす。

(ヘ) 建物及敷地

構内總坪數八千五百三十四坪一四

校舍(蠶室十坪を含む) 六〇坪七五

農舍 一九坪二五

寄宿舍 七五、〇〇

水産工場 二四、五〇

浴室 二、五〇

便所 七、二五

堆肥舍 二二、〇〇

雞舍 二二、六六

第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける塾風教育

二五四

厩舎	六、〇〇	運動場	四〇〇、〇〇
養魚池	六〇、〇〇	道路畦畔	九三四、七三

一、視察見學旅行

(イ) 目的

第二學年に在つては、九州各地方の先進地を見學視察し、小天地對馬と比較對照せしめ、採長補短の資に供せんことを目的とするものであるが、第一學年に在つては對馬内に於ける各町村の實情に親しましめて、自己の出身町村と比較せしむるを主目的とする。

尙ほ職員また、之によつて種々なる利益を享けんとするものであつて、即ち全島各町村の役場及び小學校を訪問し、之と連絡を圖り、講友會主催の稻麥多收穫競作會の審査を此の機會を利用して實行するの外、頗る複雑なる地形によつて自然的に經濟的に著しき相異を有する島内各町村の實情を能ふ限り詳細に調査して、地方々に適したる教育を施す資料を入手せんことを目的とするものである。

(ロ) 費用

島内旅行四圓位、九州地方旅行二十圓内外、入所の月より毎月一圓宛を積立つ。

4 大洲高等農業專修學校

愛媛縣喜多郡大洲村字若宮

一、設立の動機

當時農村に於ける状態は、中學校卒業者及半途退學者多く、而かもその大部分は農業勞働を厭ひ、都會に憧憬る者多かりしため、農村の前途を深憂する有志相集り熟議せる結果、之が救済は、農村の實情に即する堅實なる農業教育に依る外なきを痛感し、同志と謀つて、大洲村を中心とする十一ヶ町村の學校組合を組織するに至つた。

二、沿革

- 大正十四年三月五日 前記學校組合設立許可
- 同年三月二十四日 實業補習學校設置許可
- 同年四月二十二日 大洲高等農業補習學校と稱す
- 昭和二年 三月九日 大洲高等農業專修學校と改稱

三、目的

農村に於ける中堅人物の養成

四、教育方針

理論よりは實際に重きを置き、着實なる農業精神の涵養に力む。之がため與ふべき知識も、力めて地方農業に即した

農村に於ける塾風教育

る實際的知識ならんことを期し、農業實習を重視す。農繁期に於ては家庭の手傳をなさしむるため、學校を休業し、又夏期休業を廢してその間實習、講習等を以て之に代ふるの方法を採る。

五、經營

(イ) 經營主體

大洲村外十ヶ町村學校組合

(ロ) 經費年額

約一萬三千圓

(ハ) 財源

組合の分賦金、毎年加藤子爵より受くる寄附金、縣補助金(昭和五年度約二千圓)、授業料

(ニ) 敷地

千二百坪 借入

(ホ) 校舎

建坪百二十坪 借入

(ヘ) 校庭

五百六十坪

(ト) 實習地

田七反九畝七步 借入

畑二町三反四畝二三步 借入(内蔬菜園一部所有)

六、規則

(イ) 入學資格

高等小學校第二學年卒業者、若くは之に準すべき者であつて、身體強健自ら農業に従事する者、又は農家の家庭整理の任に當らんとする者

(ロ) 修業年限

男女兩部共二年

(ハ) 授業料

月二圓

(ニ) 教科目及毎週教授時數

(男子部)

學科目	學年別	
	第一學年	第二學年
公民	國民道德の要旨、公民心得、作法	同上
教	時數	時數
	三	三

第六 其他の特色ある教育機關



農村に於ける熱風教育

二五八

科目	第一學年		第二學年	
	課程	時數	課程	時數
國語	普通文の讀解、作文、習字	五	普通文の讀解、作文、習字	五
算術	(筆算、珠算)	三	代數、幾何、測量	四
理科	物理、化學、博物	六	栽培汎論、園藝、農業、土木、土壤、肥料、農具、養蠶、林學、氣象、農産製造、農業經濟	一五
農業	普通作物、特用作物、病虫害、養蠶、畜産、林學	九	同上	一
地理	地理、歴史	二	同上	二
體操	體操、教練	二	同上	二
合計		三〇		三〇

(女子部)

科目	第一學年		第二學年	
	課程	時數	課程	時數
公民	國民道德の要旨、公民心得、作法	二	同上	二
國語	普通文の讀解、作文、習字	五	普通文の讀解、作文、習字	四
算術	(筆算、珠算)	二	同上	二
理科	博物	二	園藝、養蠶、畜産、農産製造	二
農業	作物、園藝、養蠶	四	同上、並にミシン使用法	四
裁縫	通常衣服の裁ち方、縫ひ方、積り方、補綴	一	同上、並にミシン使用法	一
合計		一六		一六

科目	第一學年		第二學年	
	課程	時數	課程	時數
手藝	編物、袋物	一	同上	一
家事	衣食住の大要、洗濯、染色等	三	看病、養老、育児、家事、經濟、刺繍	五
音楽	單音唱歌、複音唱歌	一	同上	一
體操	體操、遊戯	一	同上	一
合計		三三		三三

(ホ) 學年

自四月一日至翌年三月末日

七、校長

河内完治 明治三十八年札幌農學校卒業

八、教師

教諭二、助教諭四、助教諭心得一、囑託二、計九名

九、生徒

(イ) 男女別

男子六〇、女子四九、計一〇九名

(ロ) 學歷別

高等小學校卒業一〇七、中學校より一、女學校より一

第六 其他の特色ある教育機關

二五九

農村に於ける塾風教育

(ハ) 職業別

農業一〇八、商業一

(ニ) 年齢別

男子——十五歳、十六歳、十七歳

女子——十四歳、十五歳、十六歳

十、卒業生(年度別卒業生数)

男女別	昭和二年		同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	計
	男	女						
男子	四二	一五	二六	一三	二四	二九	三〇	一七四
女子	一五	五七	二七	一四	一八	二五	二四	一二三
計	五七	五七	五三	三七	四二	五四	五四	二九七

十一、寄宿舎

なし、公認下宿ありて學校より若干の補助を出す。

十二、講習講演

公民講習會、名士の講演等時々行はる。

十三、圖書設備

(イ) 藏書冊數

學校の分二百七十部、校友會の分五十部

(ロ) 圖書購入費(年額)

學校の分百八十六圓、校友會の分七十圓

十四、旅行

(イ) 目的

縣外旅行——見聞を廣むるため

縣内旅行——體育及慰安のため

(ロ) 地方

縣外、縣内(男子——隔年毎に大野カ原、石槌山。女子——近郡)

(ハ) 費用

縣外——十八圓、縣内——約二圓。

前者は毎月生徒一人當六十五錢づゝ積立、外に學校及校友會事業部より三圓補助。

後者は校友會事業部より支出。

第六 其他の特色ある教育機關

## 5 上野原農學寮

栃木縣芳賀郡祖母井町大字祖母井一、七二五番地

### 一、沿革

- 昭和七年十一月十日 産業組合中央會栃木支會に於て本學寮設立の計畫成る
- 同 八年三月廿五日 入學志願者の詮衡を行ひ、三十四名の入學を許可す
- 同 八年三月卅一日 本學寮設立の件栃木縣知事より認可を受く
- 同 八年四月一日 前上野原農學校の引繼を受け、本學寮の事務を開始す
- 同 八年四月十一日 授業開始
- 同 八年七月九日 開寮式舉行

### 二、設立の動機及目的

農村經濟をして現下當面の窮迫沈滞より脱出せしめ、又多年に亘る不況状態より更生せしむるには、農村經濟の協同化、組織化によるの外途なく、この協同化、組織化の機關としては産業組合を措いて、他に適當なるもの無きことは言を俟たざる所である。

而して産業組合の擴充に當つて、その根本をなすものは産業組合精神の作興、即ち産業組合教育の徹底にありと云はねばならぬ。この教育の組織的機關たる産業組合學校は、大正十五年産業組合中央會の専業として創設せられ、その

後長野、福岡、千葉、奈良、京都、茨城等の諸府縣に設置せられ、尙全國的に設立の機運にあるが、此等の諸學校に於ては自ら標榜するを否とを問はず、何れも直接組合經營の衝に當る實務者の養成に努めつゝあり。而して産業組合運動の達成は、指導者の人格識見に俟つこともとよりであるが、又組合員の覺醒に俟つこと極めて大である。従つて組合教育の徹底は、實務者の養成と共に、眞に産業組合の精神を理解し、組合運動の發展につくす組合員の養成こそ最も肝要と謂ふべきである。今日その量に於て、農村教育の大部分を占むる地方中等農業學校について見るは、學科目中産業組合の一科目すらなく、僅かに公民、法制等に於て之を講ずるに止まると云ふ有様である。斯の如き産業組合教育の偏頗と貧弱さは、現下産業組合の使命の重大なるに鑑み、洵に遺憾と云はねばならぬ。

産業組合栃木支會は、この状態に鑑み、農村青年に對し、一面勤勞精神に基く農業教育を施すと共に、他面産業組合の理論と實際とを體得せしめ、自づから農業經營者として又産業組合員として自家の更生を計るは勿論、進んで村内の指導的立場を持って農村經濟更生の實現に盡す人物を養成せんと欲し、昭和七年秋産業組合法の改正、五ヶ年擴充計畫の樹立を機とし、本學寮の創設を見るに至つたのである。

### 三、指導方針

本學寮は飽く迄も實地の訓練を主眼とし、學校教育をして實際と符合せしむる爲め、その内部組織を現行産業組合法の組織に依つて構成し、恰かも農村部落の姿をそのまま、移して即言即行、生活即教育の理想を實現せんとするものである。之がため生徒は、一切通學を許さず、約十名宛を一棟の寄宿舎に收容し、各寄宿舎に教師一名を同宿せしめ私的生活總てに於て教育に當らしむるのみならず、各寄宿舎は農事實行組合に擬へ、この實行組合は更に産業組合を

組織し、二ヶ年の組合的協同生活によつておのづから勤勉力行の氣風と自助協同の精神を體得せしめ、農繁期を除く平日は半日を學科に、残り半日を實習に費し、學科に於ては普通學の外、農學一般、農業經營及び産業組合に關する諸科に力を注ぎ、實習に於ては耕種、肥培、收穫、調製、家畜管理、農産及畜産物加工等の生産加工技術を習熟せしめ、一方生徒は實行組合の一員として協同精神を養ふのみならず、農場計畫にも參與し、自らの計劃に従つて自ら働くことの喜びを味はしめ、普通農業學校の實習に見る日雇労働者の如き無味乾燥なる労働を強ひることがない。更に生徒は又産業組合の一員として組合運営の衝に参加し、學科に於て學べる所を直ちに實地に經驗し、組合經營の業務一般にも通ぜしめるのである。而してこの産業組合は學校、農場及び寄宿舎の一切を綜合せるものであつて、學用品、種苗、肥料の購入より生産物の販賣は固より、寄宿舎の食堂經營に至る迄購販事業として行ひ、土地、建物、大農具、圖書、浴場等は利用設備とし、教師の如きは組合に招聘せられたる講師の如きものと見做すのである。

以上の如く、本學寮は農村經濟更生の手段として産業組合組織を採り、その擴充強化の根本として産業組合精神たる隣保共助、協同精神を鼓吹せんとするものであるが、又人間の努力の範として郷土の偉人二宮翁を校内に祭り、生徒の精神的訓育の中心となしつゝあるのである。

四、日課概要

午	四時	三〇分	起	床	起床時刻は季節により變更
至	五時	三〇分	整頓、掃除		

後		午				前				
九時	八時	至八時	自七時	至六時	自六時	〇時	三〇分	中食		
〇〇分	〇〇分	〇〇分	〇〇分	〇〇分	〇〇分	〇〇分	〇〇分	夕食、入浴		季節により終日學科を行ふ
禮拜、消燈	掃除	自習	夕食、入浴	實習	中食	學科	朝食	體操、禮拜	自習	國旗掲揚、國歌合唱、朝の挨拶

五、學則大要

(イ) 入寮資格

農業労働に耐へ、志操堅實なる男子にして、高等小學校又は實業補習學校に於て二ヶ年の課程を修了せる者

農村に於ける熟風教育

(ロ) 修業年限

二ケ年

(ハ) 學科目

修身及公民科、國語、數學、地理、歴史、理科、外國語、農産加工、畜産加工、經濟原理、農業經營學、産業組合、武道、體操

六、寮長

安原 舜一 栃木縣内務部長

七、職員

専任教師五名、(宇都宮高等農林學校農政經濟科卒二、東京帝大農學部農學實科卒一、産業組合中央會附屬産業組合學校卒一、栃木縣立真岡農學校卒一)

講師二名(栃木縣産業組合課長、宇都宮高等農林學校教授)

八、生徒

(イ) 學年別

第一學年 三四名

(ロ) 學歷別

高小卒 二二 實補修 二

實補卒 一 乙農修 九

(ハ) 年齢別

十五才、 四 十六才 一七 十七才 一一

十九才、 一 二十才 一

(ニ) 職業別

自作農 一二 自作兼小作 一七

教師 二 郵便局長 一

蠶種製造 一 發電所員 一

九、寄宿舎

生徒は全部入舎す、會費月八圓

十、見學旅行

(イ) 目的

農村に關係深き中央機關の見學、並に農業及産業組合の進歩狀態を視察し、その他一般社會狀勢に對する認識を深めん爲めである。

(ロ) 旅行地方

東京、關西(昭和九年度豫定)

第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける塾風教育

(ハ) 費用

一人當り二十五圓、舍費より毎日若干宛積立て不足分を臨時に支出せしめる。

十一、經營

(イ) 經營主體

産業組合中央會栃木支會

(ロ) 經費年額

一萬四百圓(昭和八年度)

(ハ) 財源

支會費、縣費補助、農場收入

(ニ) 補助金

縣より六千六百圓(昭和八年度)

(ホ) 土地建物

第一校舎 一四一、五坪 第二校舎 一二二坪

敷地 三町二反一九步 校庭 四反步

實習地

水田八反三畝一五步 畑八町九反一畝二六步 山林十二町六反三畝二二步 (御料地借入)

6 山形縣農會立農村女學校

縣内諸所の寺院に開設、但し本校の經營主體たる山形縣農會は山形縣廳構内に在り

農家、農村に於ける女子の重大なる地位をよく認識し、而かも斯くの如き農村女子に對する教育機關極めて乏しきを憂へたる山形縣農會は、昭和四年より引續き今日に至る迄、縣内諸所方々の寺院に農村女學校を開設し、こゝに義務教育を了へたる農村女子を收容し、農家の主婦として必要な學科及び實習を授け來つたが、回を重ねること五回、修了者三百名を超過するに至り、本校は隱然縣内に重きをなす教育機關となつた。内容の詳細は次の如くである。

一、開設の趣旨

農業の發達、農村の振興は農業教育の普及徹底に俟つこと大なり。然るに男子に對しては諸種の農業教育機關あるも女子に對する機關尠きを遺憾とす。

輓近女子教育勃興し、女學校増設せられ、年々業を卒へ里閭に歸るもの幾百千なるを知らず。然して彼等女子を觀るに、動もすれば質實剛健の氣性を失ひて、浮華輕佻の氣風に染み、徒らに都會生活を翹望して農家に稼するを好まざるの情勢にあり。由來農業は女子に據りて其の一半を經營せられ、家政は殆んど婦女其全部を整理するに拘らず、現狀斯の如しとせば、農村の前途定に寒心に堪へざるものあり。依つて本會は、眞に農家の主婦たるに適する智識と趣味とを啓發し、質實貞淑の婦徳を涵養し、以て農家の福利を増進し農村の振興に資せんとす。之れ本校を開設せる所以なり。

第六 其他の特色ある教育機關

二、學則大要

一、本校の修業年限は一ケ年にして授業は學科及實習とす。學科は七月より九月迄の三ヶ月とし學科修了後九ヶ月の期間に於て適宜實習又は見學を課す。

一、生徒定員は五十名、入學資格は義務教育を卒へ年齢十五歳以上、身體強壯、品行方正にして市町村農會長の推薦せるものとす。

一、本校は授業料を徴收せず、豫算の範圍内に於て生徒に對し教科書を補給す。本校は寄宿舎を設備し、生徒は總て之を入舎せしむ。

三、日課概要

起床時間	午前 五時	(各班毎に定められたる一定の個所に夜具の整頓をなす)
分擔作業時間	午前 六時迄	(各組の分擔作業に従事し終りて直に各自整容をなす)
修養時間	自午前六時半 至午前六時	(本堂に於て修養後直に伊勢大廟、宮城遙拜 心の力朗誦、ラヂオ體操)
朝食時間	午前 七時	(食事の際食前並に食後の御祈り)
授業時間	午前(自八時 至十一時) 午後(自一時 至四時)	食後約一時間休憩
自由時間	自午後四時 至午後六時	
入浴時間	自午後六時 至午後七時	
夕食時間	午後六時 至午後七時	

自習時間	自午後九時 至七時
就床時間	午後九時三十分

四、作業分擔

生徒の人員は六十八名にして、左の作業を實習せしむる爲め六班に分ち、各班には班長を定め、一作業を三日づゝ輪番に従事せしむ。

- 舍内當番 舍内の整頓竝に掃除一切
- 衛生當番 舍外の掃除、便所掃除、病者の看護
- 浴室當番 浴室の掃除、入浴に至る一切 (洗面所を含む)
- 炊事當番 炊事一切、食堂の準備整頓
- 會計當番 材料購入、金錢の支拂、生徒日用品の購入斡旋
- 庶務當番 舍内外の巡視、來客應接、生徒日誌等

- 五、校長 石原雅二郎 山形縣知事 山形縣農會會長
- 六、學科と講師

第六 其他の特色ある教育機關





別業職兄父		別
農	業	一三
商	業	二二
公	吏	三三
小學校教員		五
計		七八
六三	二	一
六八		二

八、修了生概況

(イ) 年度別修了生數

昭和四年度 (第一回)	六五人
同 五 (第二回)	七二
同 六 (第三回)	五五
同 七 (第四回)	五三
同 八 (第五回)	六八
合計	三二〇

(ロ) 修了後の狀況

本校修了後歸郷せる者は、地方女子青年團その他女子團體の中堅として活動し、社會改善の先驅をなしつつあるが、又朝鮮移民として新天地開拓に努力しつつある者あり。

本校修了生中農家に嫁したるもの既に七十餘名に達したり。而して結婚式は「綿服結婚同盟」に基き、何れも綿服結婚を履行し、今や家庭人として堅き信念と深き興味とを以て日夜農業労働に勵しみ、一面家政改善に専念しつつあり。

修了生を以て組織する會合次の如し。

- 1 山形縣生活改善同盟會(規約省略)
- 2 綿服結婚同盟

『私共は之迄漫然として日を送つて來た次第であります。農村女學校に入學しまして各先生の御話を聞き、又現在の農村の狀況の實際を對照して見ますと、年と共に淋れ行く有様を目のあたり見せつけられて居るのであります。之を私共は唯手を束ねて寸時も傍觀することは出来ません。吾々は將來の主婦として又日本婦人として活躍しなければならぬ重大な責任を持つて居るので御座います。直接私共の身に降りかゝつて來るのであります。依て私共は奮ひ立つて先づ第一に生活改善を斷行するの緊要なることを痛感致したのであります。故に私共は生活改善の第一歩として「綿服結婚同盟」を組織しまして卒先之を實行し、尙進んで一般社會に向つて之が普及徹底を圖り度いと思ひます。幸に識者並に當路の皆様方の深い御援助を御願ひ致して止まない次第であります。

決 議

- 一、私共は時勢に目醒めた明るい結婚を致します

第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける熱風教育

- 一、私共は綿服結婚を致します
- 一、結婚式は質素を旨とし出来る丈崇厳に致します。
- 一、可成神前又は佛前に於て式を擧ぐる様に致します
- 一、右結婚に就ては同盟會又は他の團體より援助を受けて必行を期する様致します。」
- 3 睦會 縣下三地方の校友之を組織す

九、視察見學

視察見學として毎月一回位行ふ。視察すべき場所は主として、山形市を中心として、農蠶兩試驗場、其他諸官衙、工場、會社等を視察見學せしむる豫定なり。

昭和七年度の一例

方面	月日	回数	日數	場	所
萩野	七月二十四日	一	一	最上種畜場、萩野開墾地	
新庄	八月二十六日	一	一	戸澤神社、天満宮、青物市場	
酒田	八月三十一日	一	一	國立倉庫、山居會庫、本間家別邸、光丘文庫、日枝神社、日和山公園、鮎瀬農會、酒田物産陳列所	

十、圖書

本縣圖書館並に附近小學校より、婦人に適當なる圖書を借受け、生徒の便覽に供ふ。

十一、寄宿舎々則大要

第一章 總 則

- 第一條 本校寄宿舎は寄宿生を家族的に訓練し良妻賢母たるべき農村女子の淑徳を涵養するを以て本旨とす
- 第二條 寄宿生は前條の趣旨を體し舍監を慈母として敬仰し寮友を姉妹として親愛し能く協調和合し家族的生活を爲すを志すへし

第二章 宣 誓

第三條 入舎の上は宣誓書を差出すべし(書式省略)

第三章 起 居

第九條 舎生は舍監と共に朝夕修養室に於て禮拜すべし

第四章 食 事

第十一條 食物は滋養と經濟とに注意し献立表は毎週編成し舍監の檢閲を受くべし

第六 其他の特色ある教育機關

山形	自九月十八日	七	縣廳、農事試驗場、蠶業試驗場、山形步兵第三十二聯隊、煙草專賣局、山形自由新聞社、濟生館、裁判所、電氣會社、圖書館、山形縣商會、山形第一小學校、山形工業學校、自治講習所、青物市場
----	--------	---	--

農村に於ける塾風教育

第十二條 食事の際は殊に靜肅を旨とし調理の巧拙に就き互に議すべからず

第五章 外出、歸省、外泊

第十三條 外出の場合には必ず舍監の許可を受くべきものとす

第十四條 歸省又は外泊の場合には願書を差出し許可を受くべし

第七章 服装及携帶品

第十九條 服装は質素清潔を旨とし授業及外出のときは徽章及袴を着用し寄宿舎に在るときは「モンペイ」を着すべし

第二十二條 一圓以上の金銭は必ず舍監に預け入れ入用の際舍監に申出て、受取るべし

第九章 分 擔

第二十八條 舍生は之れを數班に分ち各班に舍生の互選に依る班長を置く班長は舍監の指揮に従ひ班生を指導監督す

第十一章 會 計

第三十一條 炊事に關する會計事務及生徒の日用品並學用品等共同購入に關する會計事務は舍監々督の下に舍生をして之を取扱はしめ金銭及帳簿は舍監に於て之を管理す

十二、經 營

(イ) 經營主體

山形縣農會

(ロ) 經費年額

設備費	三五〇円	専任講師費	四〇〇円	嘱託講師費	三〇〇円	生徒費	一六〇円	消耗品費	二九〇円	計	一、五〇〇円
-----	------	-------	------	-------	------	-----	------	------	------	---	--------

### 7 農村公民義塾

富山縣氷見郡加納村

#### 一、設立の動機

氷見郡農會立氷見農學校は大正八年に創立せられ、今日まで既に約四百名の卒業生を出し、郡内唯一の斯種教育機關として地方に重きをなしつつあるが、近年に至つて漸く従來の如き少年を對象とする乙種程度の農業教育のみにては、到底完全なる農村人の養成をなし難きを痛想し、此の欠陥を補はんがため、本校卒業後家庭に在つて實務に従事せる満十八才以上の青年を收容し、農業に對する興味と信念の高潮せるこの時期に於て最後の仕上教育を施すべく、昭和四年本校に附設して「農村公民義塾」を開設することとなつた。

#### 二、沿革

昭和四年十二月十一日日本縣知事より其設置認可を受け爾來回を重ねること三回に及べり。其毎回に於ける入學者及卒業者數左の如し。

	入學志願者	入學許可者	卒業生
第一回	四六	三七	三七
第二回	四五	四〇	四〇

#### 第三回

#### 三、塾期の梗概

第一條 本塾は我建國の大精神たる尊農主義を經とし農村經營に對する犠牲的精神を緯として農村青年を訓育鍛鍊し雄健潤達なる愛國的農民を養成するを目的とす

第二條 本塾は實業補習學校規程第十三條に依る高等實業補習學校に準據するものとす

第四條 本塾の定員は三十名とす

第五條 本塾の修業年限を一ケ年とし左の二學期に區分す

第一學期 一月十六日より二月十五日まで塾生の全部を寄宿舎に收容し晝夜不斷の訓育を課するものとす

第二學期 二月十六日より習年一月十五日まで塾生の家庭に就き又は隨時召集して實習又は見學を課するものとす

第八條 本塾の學科目課程及第一學期中に於ける全教授時數は左の如し

學科目	課程	教授時數
精神教育	皇國精神、農民道	二〇
公民教育	農村自治、農政	二〇
實業教育	栽培汎論、肥料、稻作、園藝 養蠶、養雞、農業經營	一一〇
情操教育	唱歌、謠曲	三〇

第六 其他の特色ある教育機關

郷土教育	郷土の過去、現在、將來	一〇
武道體操	皇國運動、眞影流法定劍道	二〇
科外		不定時

第九條 本塾に入學し得るものは年齢十八才以上に達せる氷見農學校卒業生とす  
前項の資格者にして定員に達せざる場合に於ては實業補習學校後期の課程を卒へ又は之と同等以上の學力を有し  
且つ年齢滿十八才以上に達し身體強健、品行方正なるものにして町村農會長の推薦に係るものを入學せしむることを得

#### 四、教育の方針

農村人としての人格完成を目的とし左の四大方針に依り教養訓育の徹底を期するものとす

- (一) 我建國の大精神たる尊農主義に立脚せる確固不拔の職業觀の把握
- (二) 凡ゆる道德の基調たる勤勞主義に立脚せる確固不拔の人生觀の把握
- (三) 我等人類の特長たる報德主義に立脚せる確固不拔の處世觀の把握
- (四) 我等大和民族の誇たる正氣主義に立脚せる確固不拔の國體觀の把握

#### 五、塾訓

最善を輸たせ  
全力を盡くせ

而して皇國の良民たれ

#### 六、日課(第一學期に於ける)

- 午前六時 起床、掃除、整頓、洗面
- 六時 半 朝の行事、點呼、遙拜、神典捧讀、御製朗讀、靜座、皇國運動、武道
- 七時 半 朝食
- 八時 朝の自習
- 九時 始業 國旗掲揚、訓話、彌榮三唱、學科
- 正 午 晝食
- 午後零時四十分 始業 學科
- 三時 半 自由時間 外出、入浴、奉仕作業
- 五時 半 夕食
- 六時 始業 學科
- 七時 夜の行事 謠曲(隔日)、修養會、懇話會、科外講演
- 九時 夜の自習
- 十時 就寢 消燈

七、修業課題 入學の初日に於て左の課題を與へ置き第一學期修業の際に其答案を提出せしむ其結果は豫期以上に良

第六 其他の特色ある教育機關

好にして一ヶ月間の學習體度を眞劍に且つ實際的たらしむるのみならず卒業後自家の農業經營に對し大なる興味を感ぜしめ且不撓不屈の一大勇猛心を起さしむるを得。

- (一) 自家の農業収益を二千圓程度に増進することを目標とする農業經營改善案
- (1) 現在の収益調査（其調査の爲に特に一日間家庭に歸らしむ）
- (2) 現在事業の擴大若くは改良に依る増收
- (3) 新たに取入るべき新事業に依る増收
- (4) 新二項の目的達成の爲めの分度割計畫
- (二) 農村開發の爲に其村若くは其部落の爲に奉仕的に先づ盡瘁せんとする事業の種類及方法
- (三) 農村公民義塾入塾中の所感
- 八、農道會 農村公民義塾卒業生に依りて農道會を組織し會員の爲に研究連絡の機關たらしむると同時に農村の開發農家の指導の爲に活動しつゝあり

8 最上共働村塾

山形縣最上郡稻舟村大字鳥越

本塾は鳥越共働組合の一事業として設立せられたるものなれば、先づ組合に關して紹介する所あるべし。

鳥越共働組合

(一) 代表氏名

組合長 松田甚次郎

(二) 組合員

本部落に居住する者にして、本組合に理解と誠意とを有する者を以て組合員とす。

現在組合員數（昭和八年三月現在） 一一七名

(三) 機關

組合長 一、常任委員 四

(四) 事業の目的

隣保共助の精神を以て組合員の和衷親睦を圖ると共に、各種事業の共同經營をなし、農業及其の經營組織の根本に觸れて之を改造し、よく時代の經濟組織に適合せしめ、以て農村理想郷を建設するを目的とす。

(五) 事業の標準

第六 其他の特色ある教育機關

- 一、部落民全體をして部落の理想に向つて意識的に進行する様精神的に誘導を爲すこと
- 二、部落民に正しき人生觀を持たしむること
- 三、慰安娛樂の向上を圖ること
- 四、村に相應したる社會施設をなすこと
- 五、部落民に自給自足の實を擧げしめ生活の安定充實を得せしむること
- 六、部落民の社會的環境を考慮し部落民に可成均等なる土地利用の機會を與ふること

(六) 事業の種類

- 一、鳥越共働組合青年部  
青年男女の自治的團體訓練により心身を鍛鍊し、正しき人生觀の確立、協同精神の涵養、農村文化の向上を圖るを以て目的となす
- 二、鳥越共働組合消費經濟部(昭和二年四月二十日設置)  
農業經營上、生活上の必需品を共同購入し、或は産業部の生産物を低廉に供給するを以て目的となす
- 三、鳥越共働組合産業部(昭和六年八月二十日設置)  
協同經營により合理的生産をなし、自給自足をなすを以て目的となす
- 四、鳥越共働組合共濟部(昭和七年三月三十日設置)  
組合員の協同精神に基き相互扶助の實を納め、生活の安寧を期するを以て目的となす

五、最上共働村塾(昭和七年八月五日設置)

實踐的先驅者を養成するを以て目的となし、次の三綱領を掲ぐ

- 一、我村塾は農村を基礎とする眞理と最善の規範生活を確立する中堅先驅者を教養す
- 一、我村塾は鍛と錬とを持つ農村人の啓蒙を期す
- 一、我村塾は人間性の確認と全人類の完成と其生活安定に必要なる教養を爲すを目的とす

かくの如き最上共働村塾の具體的内容次の如し。

一、沿革

昭和七年八月五日鳥越共働組合一事業として設置、今日に至る。

二、塾長

松田甚次郎 盛岡高等農林學校實科を了へ、友部の日本國民高等學校に於て農民精神を培ひ、其後農村青年指導者としての素地を作るため、大日本聯合青年團主催の第一回青年團指導者養成講習會を終了せることあり。本年二十六才

三、設立の要旨

『我が部落を理想郷たらしむべく、各種事業の共働經營を行ひ、農業及びその經營組織を合理化し、よく時代の經濟組織に適合せしめんために鳥越共働組合を起したるが、次いで部落内組合青年部員及び廣く希望者を收容し、農村に於ける中堅人物、實踐的先驅者を養育せんがために本塾を開設するに至りたるものなり。』

農村に於ける熟風教育

四、指導方法

全生活を教育と見なすものにして、塾長塾生寢食を共にす。理論よりは實踐に重きを置き、従つて實習に力を注ぐ。又塾生各自の個性を尊重して劃一的指導に陥らざるやう留意す。

五、日 課

午前

五時半 起床、直ちに各自その分擔作業（家畜飼育、掃除、炊事等）に就く。

七 時 朝食

自七時半 學 課

至十一時半 晝 食

午後

自十二時半 作 業

至四 時 夕 食

夕食後 脚本朗讀、レコードコンサート、座談會等を催す。

九 時 就 寢

六、學 則

(イ) 入塾資格

特に資格を設けず

(ロ) 修業期間

夏期部、冬期部、各二ヶ月

(ハ) 科 目

立體農業の研究 塾長

人生問題 星川清躬

農村消費組合と共済組合 須藤庫吉

ラミー栽培及農業雜誌 縣試験所最上分場長、村農會技手等

澱粉製造、石灰蘖の製法、羊毛ホームスパン、エンシレーチの製法、醬油麴類の製法 塾長

尙ほ昭和八年夏には本組合主催の「夏期自治大學」を開設し、左の講師の講演を聴講せしめたり。

經濟學、農村問題 岡本 利吉

農民文學論 犬田 卯

(ニ) 授業料

なし

七、教 師

塾長一人にて、他は適宜前記講師の招聘を仰ぐ。

第六 其他の特色ある教育機關



八、生徒

男子のみ十名、學歷は雜多にして小學校、中學校、大學を出でたる者もあり。年齢は十八才より二十五才迄、大部分農家出身者なり。

九、卒業生

(イ) 年度別卒業生數

昭和七年夏期 一〇

冬期 八

同 八年夏期 八

冬期 六

合計 三二

(ロ) 卒業後の狀況

大部分生家に在つて農事に勵みつゝあり。内二、三名は部落更生事業に先驅しつゝある者あり。

十、寄宿舎

(イ) 舎 監

淺田龍治

(ロ) 舎 費

白米一日約五合、他の經費は閉舎の折、決算をなし、各自出金することゝなす。

十一、體育、音樂

體操は寛博士創始の日本體操ニッポンたいそうを行ひ、音樂は出來得る限り、純農村的のものを取入ることゝ苦心す。

十二、圖書設備

農業關係の書籍約三百部を備ふ。

十三、經營

(イ) 經營主體

鳥越共働組合

(ロ) 建物土地

校舎は二十三坪の元營林署官舎を之に充て、實習地は約十三町歩あり。内一町二反歩は營林署より借受け、殘餘

十一町歩餘は鳥越信用組合より借受く。

(ハ) 經費年額

昭和七年度 八十圓

(ニ) 財源

鳥越共働組合事業費殘餘を以て充てたるが、現今は殆んど舎長の私財に仰ぎつゝあり。

(ホ) 生徒募集の方法 卒業生、視察團體、知人等に、謄寫物を送付す。

第六 其他の特色ある教育機關

### 9 強戸共愛女塾

群馬縣新田郡強戸村大字成塚

#### 一、沿革

昭和三年一月一日強戸農民組合婦人部に於て創立、修業年限を三ヶ年とし、毎年新入生を二十名宛募集し今日に至る。

#### 二、塾主

須永かつ 小學校卒業後東京に於て婦人労働運動に従事し、歸村後強戸農民組合婦人部長として活動す。年齢四十五才

#### 三、設立の目的

貧乏世帯の主婦を作るを以て目的となす。

#### 四、學則

(イ) 入學資格

組合員の子女たること

(ロ) 修業年限

三ヶ年

(ハ) 科目

裁縫、家事、普通學

(ニ) 授業料

一ヶ月一圓

#### 五、職員

野村きの 外二名 専任一名

#### 六、生徒

總數六十名、學歷は高等小學校卒業程後の者最も多く、年齢は十七才以上二十才以下、職業は大部分農業なり。

#### 七、卒業生

總數百六十五名にして、卒業後は父兄の家業を手傳ひ、多くは二十一、二才にて嫁入す。卒業後も農民組合婦人部員として塾と密接なる關係を保つ。

八、寄宿舎なし。

九、圖書館を有す。

十、經營

(イ) 經營主體

第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける塾風教育

二九四

強戸農民組合婦人部

(口) 敷地校舎

全部借入

(ハ) 経費年額

約百六十五圓

10 彌榮義塾

佐賀縣杵島郡福治村大字福田宇秀津

一、沿革

當塾の濫觴は、明治十六年一月溝上忠友(明治七年東京師範學校卒業後、宮崎鹿兒島兩縣の初等教育に従事し、西南役後歸郷し、當時十三ヶ村立東郷高等小學校長奉職中)公務の傍ら、經書國漢の學を中心として郷黨子弟を教育せんとして、村社鷹屋神社境外に、私塾自琢學舎を設立せるに在り。

大正十一年六月、溝上氏八十三才の高齡を以て逝去し、時中止の姿にありしを、昭和六年四月十三日、現塾長山口良吾(郷社八坂神社々司)時局の重大性に鑑み、人物養成の急務を痛感し、人格接觸に依る私塾風の教育をこゝに復活し、舊自琢學舎同門の有志と相諮り、先づその塾舎設備費の一切を北村榮藏(醫師)に支出せしめ、同志中に夫々得意の學科を分擔教授せしめ、往年の自琢學舎を再び復活して、茲に夜間中學課程の授業を開始するに至れり。北村氏物故の後は、塾長一切の経費を負擔す。

二、塾長

山口良吾 五十一才、明治三十九年佐賀縣師範學校卒業、各地の小學校、公民學校に奉職、昭和五年三月三十一日依願退職。

現に郷社八坂神社々司、佐賀縣史蹟名勝天然記念物、佐賀縣郷土教育調査會常任委員、佐賀縣教化聯合會地方委員、

第六 其他の特色ある教育機關

二九五

肥前史談會、佐賀楠公會役員、佐賀縣神職會代議員の職に在り。

三、設立の動機

現下の國情に鑑み、光輝ある我が皇國の大道を彌々益々宣揚し、我等が祖先に依つて鍛へ上げられたる忠孝爲本の  
大教をさらに強調し、只徒らなる空虚の理論を排斥して、實際の生活に即する至極價值ある學問を究明せしめ、そこ  
に敬神尊皇、犧牲奉公、勤儉治産、質實剛健、養正尙武等の所謂日本精神を作興せしめ、自琢自勵常に克く國家の柱  
石たり得る有爲の人物を教養せんことを期し、茲に往年の憧憬措かざる家族的の自琢學舍風を再現せんことを念とせ  
るに在り。

四、目的

國家有用の人材を養成せんとす。

五、授業及行事

本塾は夜間二時間授業を行ふものであるが、別に正確なる時間割を設けず。行事左の如し。

(イ) 月行事

1. 二の日委員會、總務、村別、圖書館、體育部の各委員、この日授業前に會合し、塾風の作興其他に付き協議す。

2. 一の日及隔週六の日を體育科、趣味科に充つ。

3. 月末 圖書館の整理、諸統計の作製を行ふ。

(ロ) 年行事

一月六日 學神祭、入營者送別會

四月十三日 開塾記念祭、入塾式、謝恩會、先哲祭

十月十七日 體育大會

十月三十日 先哲祭

六、研究会 出版

比較的長期の休暇を利用し、當塾主催の下に、郷土史の研究会を催しつゝあり。

既刊書 火の國考、天の巻

七、見學旅行

主として質實剛健の氣風を養成すべく、概ね三圓以下の實費を以て、附近地方隨所に旅行す。

八、學則

(イ) 入塾資格

公民學校(實業補習學校)後期二年修了以上の學力あるもの

(ロ) 修業年限

なし

(ハ) 學科目

第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける塾風教育

二九八

皇道科 神道、國史

生活科 公民、國學、漢學、數學、英語

體育科 武道、競技、作業

趣味科 書畫、謡曲、生花

(ニ) 授業料  
徴收せず。

(ホ) 學期

毎年四月十三日を入塾期と定め、別に學期を設けず。又農繁期に休校する外、夏季冬季の休校なく、一年を通じ夜間授業をなす。

九、職員

塾長の外専任三名、兼任十九名

十、塾生

定員百名の所、現在九十五名なり。全部男子、近接九ヶ村より自轉車にて通學、少數寄宿す。

十一、寄宿舎

彌榮寮と稱す。希望の者を入寮せしめ、自炊を爲さしむ。舎費として一ヶ月二十錢を徴收す。舎監は塾長之を兼ね。

十二、圖書館

彌榮郷土圖書館を經營す。地方人文の開発と併せて郷土史研究に便利を與ふるを目的とし、祭日以外常に開館す。館長一名、書記二名を置く。

十三、經營

(イ) 經營主體

塾長 一切の經費を負擔す。

(ロ) 塾舎

四間半に九間の平屋建

(ハ) 經費年額

約三百圓

(ニ) 生徒募集

志願者は例年採用人員の二倍以上に達するを以て、特に募集の方法を講ぜず。

十四、彌榮幼稚園

本塾に幼稚園を附設し、幼年者の爲めその心身の保育をなすあり。

## 11 加茂朝學校

新潟縣南蒲原郡加茂町大昌寺内

### 一、校 長

西村大串 明治四十四年七月東京帝國大學英文科を卒業、その後曹洞宗大學、東北中學、成蹊實務學校等に職を奉じたが、大正二年十月現在の太昌寺住職に任ぜられ、加茂朝學校を創立し、校長兼教諭として現在に至る。本年五十二才

### 二、設立の動機

西村師は大學卒業當時、將來寺院に在つて何を爲すべきかについて煩悶せる結果、寺院の社會的進出、社會的活動の意義重大なること、加茂町及び近村に於ける無産者子弟の日々勞働にのみ追はるゝを遺憾とし、寺院の設備を利用し、勞働の餘暇に之を教養して中堅青年たらしめんことに想ひ到つた。

### 三、沿 革

大正九年九月十日創立、大正十四年三月末日迄毎朝四時半より七時迄、生徒各自が勞働に出づる前の二時間半のみを授業せしも、各方面の熱心なる希望により大正十五年四月より勞働後に於ても夕食後一時間半、亦授業を行ふに至り、早曉暮夜を通じ一日授業時間數四時間となる。斯くて授業時間數増加と共に、必要に迫られて宿泊制度を採り、校内(寺院)に全生徒を宿泊せしむることとなつた。

### 四、教育方針

生徒の教育は佛教の精神によつて行ひ、知育より徳育を重視し、實踐躬行の精神を涵養せしむ。之がため毎朝學科に入る前の三十分間及び毎夜學科後就寝前の三十分間を禪的鍛鍊に費し、禪林生三十名(曹洞宗各地寺院の子弟にして將來その住職となるべき少青年)と共に本堂佛前に於て靜座を行ひ、その間に修身訓話をなすこととして居る。學科の教授は一般公立の學校に於けると同様である。

### 五、日 課

午後七時半迄に參集、一時間學科を行ひ、八時半より九時迄三十分間、本堂佛前にて禪的鍛鍊をなし、之を終へて就寝。本堂と云はず庫裡と云はず寺院内到的所に宿泊す。

早曉四時半起床、洗面後直ちに禪的修業三十分間。五時より六時迄、六時より七時迄二時間普通學科の授業を行ふ。

それより生徒は各自、自己の職業に就き、或は地元の加茂町に於て、或は隣接町村に歸つて一日の勞働に従ひ、勞働終つて寺院に集り來るのである。

### 六、學 則

#### (イ) 目 的

本校は精神修養を主とし、青年男子に業務の妨げとならざる時間に於て、中等程度の教育を授くるを以て目的とす。

#### (ロ) 學 級 編 成

### 第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける塾風教育

豫科一年、本科四年、尙ほ希望者に對しては研究科三年の制度あり。

(ハ) 入學資格

豫科に入學する者は尋常小學校卒業の男子

本科に入學する者は高等小學校卒業の男子、又は豫科卒業生

研究科に入學するものは本校卒業生、中學校卒業生、及び之と同等以上の學力ありと認定せられたる者

(ニ) 學科目

修身、公民科、國語、漢文、數學、英語、地理、歴史、博物、生理、物理、化學、法制、經濟、音樂、習字、實

業科目等

(ホ) 授業料

一ヶ月一圓

七、教師

總數二八名、内専任者十數名

八、生徒

(イ) 學年別

豫科一年 二五

本科一年 四九、二年 四二、三年 三四、四年なし

研究科 六三

合計 二一三

(ロ) 學歷別

尋卒 二五、高小卒 一一六

中等學校中途退學 九、中等校卒 一三

本校卒 五〇 (研究科生)

(ハ) 職業別

農業 一二一、工業 二二、商業 四八

十、其他 二二

(ニ) 年齢別

十五才より二十才迄

九、卒業生概況

第一回 (大正十二年) 六 一名新聞記者、一名本校教諭、他は家業に従事

第二回 (同 十三年) 一〇 一名高等試験に合格、朝鮮總督府に奉職、他は家業に従事

第三回 (同 十四年) 五 家業に従事

第四回 (同 十五年) 六 一名上級學校に入學、他は家業に従事

第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける熟風教育

- 第五回 (昭和二年) 一五 二名上級學校に入學、他は家業に従事
- 第六回 (同 三年) 一一 一名上級學校に入學、他は家業に従事
- 第七回 (同 四年) 一一 同 右
- 第八回 (同 五年) 一〇 二名上級學校入學、他は家業に従事
- 第九回 (同 六年) 一三 家業に従事
- 第十回 (同 七年) 二七 五名上級學校に入學、他は家業に従事

合計 一一四名

十、寄宿概況

- (イ) 全寄宿
- 宿泊と食事とを共になすものにして、現在之に該當する者三〇名あり
- (ロ) 半寄宿
- 宿泊のみをなして食事は家庭にてなすものなり、該當者一八五名
- (ハ) 舎監
- 西村校長、外教諭二名
- (ニ) 舎費月額
- 全寄宿 一〇圓

半寄宿 三〇錢

十一、諸行事

- (イ) 朔望(一日、十五日)には早曉講堂に於て祝聖式を厳修、聖上陛下の萬歳を祝し、國民精神作興の詔書を奉讀
- (ロ) 四大祭日は勿論、全大祭日には講堂に於て早曉祝賀式を舉行、夜は祝賀茶話會を開く
- (ハ) 古聖先哲の命日誕生日には、早曉又は暮夜「供養法會」を修し、茶話會を開く
- (ニ) 陸海軍記念日、氏神祭典には休校して茶話會を開く
- (ホ) 冬期中一日雪中行軍を催し、山野を跋涉す
- (ヘ) 春期桃櫻の季節には一日修學旅行を行ふ
- (ト) 夏期は剛健旅行を行ひ、本縣内外の高山に登攀し、山中に二泊す(費用—一人當十圓以内)
- (チ) 秋期には植物採集の目的にて一日修學旅行を行ふ
- (リ) 學校創立記念日(九月十日)及び春秋二季に陸上大運動會を開催
- (ヌ) 各學期に一回又は數回音樂會を催す

十二、講演會、講習會、研究會、出版等の狀況

講演會は一學期に數回名士を招じ、又名士の來訪を機として開催  
 講習會は冬期一回、三日間の會期を以て公民自治の講習を開く  
 卒業生は時々會合して、校長及び教諭を中心とし、各自所屬の職業、一般社會問題につき平生研究する所を發表す

第六 其他の特色ある教育機關



年四回機關紙「曉鐘」を發行

十三、體育 音樂

正課の體操教練の外、隨意科として柔道、劍道を行ひ、又ラヂオ體操をなす。柔劍道のためには特に武徳殿の設備あり。

音樂は國樂として謡曲、洋樂としてピアノ、オルガンを隨意に修得せしむ。

十四、圖書設備

生徒専用の圖書室を設く

十五、經營

(イ) 經營 主體

個人設立者 西村大串

(ロ) 建物 土地

校舍 建坪五二七、五坪 十棟三〇室

敷地 一、九六八坪

校庭 一、二〇〇坪

(ハ) 經費 年額

六、四一三圓

(ニ) 財 源

本校維持會員の獻金、縣補助金(昭和六年度七百八十七圓)及町補助金(昭和七年度二百五十圓)、特志寄附、

生徒月謝

(ホ) 維持 方法

加茂朝學校維持會を設け、會員は年一回の會費を納入しつゝあるが、會員數は現在千二百餘名の多數に上る。

十六、其他參考となるべき事項

前記禪的鍛鍊に際し、校長撰する所の「日本精神」を、校長の朗誦に伴れて一同朗誦するものである。こゝにはその大意に通せんがため、最先最後の兩章を掲げることとする。

日本精神

西村大串撰

第一章 國 體

大日本は神國なり。天祖始めて基を開き、日の神永遠に統を傳へ給ふ。我國にのみ此事あり、異國には此事なし。此故に神國というなり。神の國に住むものは、皆神の民にして、國初より寶祚に奉仕し、永遠に神の國を守るものなり。永遠の國を守るものは永遠の精神なり。永遠の精神には凝滯なし。虚靈清明、萬象を圓融して、國土文物を修理固成し、創造進化して、暫らくも滯らず、永遠に隆え、六合を照らして、窮りあることなし。是即ち日本精神にして國祖天神の神勅に昭々たり。此國體現じて皇祖の國家統一となり、此精神現じて國民道德となり、此信念現じて聖徳太子の内治外交となり、此信念現じて驕暴の蒙古を破り、此信念現じて維新の改革となり、此信念現じて日清日露の

戦勝となる。上下三千載此信念國民の胸裡にありて、能く金甌無缺の國を守り、緩急あれば直に煥發して國難を救へり、此信念旺盛なる時國家隆興し、此信念動搖するとき國礎殆し。此故に國民は宜しく此信念を堅持して、此精神を體得し、永遠の神國を護り、進みて化を世界萬邦に及ぼし、至上の皇威を天地と與に無窮に振起し奉るべし。

## 第二章 道 德 (略す)

## 第三章 發 心 (略す)

## 第四章 本 證 (略す)

## 第五章 妙 修

天地に先だちて全圓を本證するものは、時處に即して中一を妙修するものなり。菩薩に生死はなけれども、時處に即して色身を現じ、法界を利益して刹那も休せず。智積菩薩の曰く、我釋迦牟尼如來を見奉れば、無量劫に於て難行苦行をしまして、功を積み徳を累ねて菩薩の道を求むること、未だ曾て止息し給はず。三千大世界を見るに、乃至芥子許の如きも、此菩薩の身命を捨て給はざる所あることなし。衆生の爲めの故にと。此因位の菩薩釋迦牟尼佛こそ我等なれ。天地同根、萬物一體なれば、三世十方無盡の菩薩は我等の前身後身なり。潛行密用、和光同塵して、衆生の信愛を増長し、希望に光を與へ、理想を確立して、政治經濟に民衆を理成し、各自の天分に隨ひて、眞善美を顯現し、戒徳を積み、本證妙修の門を開いて、眞如實際に回向し、無上菩提を莊嚴して、如來に報謝し奉り、榮光を法界に普及して、共に淨土に進む。夫れ天地は久遠の淨土にして、如來超世の本願に成れり。永劫の古より十方に開放し、衆生を攝入して暫時も滯らず。衆生の信行に感應して求現一如、上下同道、際なき妙樂の世界を顯現して盡未來際盡

くることなし。情識の到る處にあらず、甚妙不可思議の功德なり。

天祖全圓に極を立て、聖皇中一に憲法を布き、道徳の大本を示し給ふ。國民克く忠に克く孝に、億兆心を一にして世々厥の美を濟し、國體の精華を發揚して萬國に師表たり。我等斯る神國に生れ、無上の正法に逢ひ、最高の文化を享受す。是皆無極の皇恩の下、師上父母の愛育、無始劫來衆生人類の積功累徳に由らざることなし。粉骨碎身すとも報ゆべからず。須らく身心を擧して聖旨を奉じ、本證妙修して、無極の皇恩に酬ひ奉り、以て従上無量の恩徳に報答すべし。是即ち菩薩妙修の行願なり。此利益普く法界に回向等流して、萬邦皆其化を蒙むらむ。光明遍照十方世界、如來の法身を至尊の玉體に仰ぎ奉り、功德を禮拜恭敬すべし。

### 12 肥後農友會實習所

熊本縣八代郡昭和村

#### 一、設立の動機

農家子弟を養成するには、第一勤勉なること、第二生活の低きに甘んじ耐ゆること、の二要件を絶対に必要とし、之を生活思考の基礎に置くべきに、現代農業教育を受けたる青年は殆んど悉く勞働を厭ひ、生活程度却つて高まるは、農村疫弊の根源をなすことを思ひ、「低く生活し、強く働く」の信念と習慣とを併せ養はんことを志して設立せるものなり。

#### 二、目的

中堅農家の養成

#### 三、沿革

大正九年四月九日 熊本縣菊池郡合志村黒石原に開所昭和二年四月現在地に移轉

#### 四、所長

松田喜一 四十七才、熊本農業學校卒業、熊本縣立農事試驗場技手、後技師となり、熊本縣營新地囑託となる。

#### 五、指導精神及指導方法

指導精神は維神の大道を本とし、指導方法は指導なる語を排し、先導を旨とす。即ち教師は實習生と日常生活を共

にし、教師自ら其範を示すことに力め、萬事實際を本とし、農業道場として猛練習を積みつゝあり。尙ほ實習生をして向ふ所を明かになさんがため、次の四大目標を掲ぐ。

(1) 農民精神の修養、(2) 農業者としての體質練磨、(3) 農業智識の修得、(4) 農業經營の實地體驗。

#### 六、日課

夏期は概ね午前四時起床、九時入寢。冬期は午前五時半起床。十時入寢。秋春は日出、日没の時間に應ず。

起床後禮拜 東天を拜し、宮城遙拜、國歌合唱、所長に敬禮、祖先禮拜、相互に挨拶交換。

所長訓話 朝禮の際時々行ふ。

朝食後 食堂にてその日の作業配當、作業説明、食堂講話あり。

實習 農繁期には屢々徹夜することあり。

冬期は朝食前學科をなす。

實地講話 毎日適宜に行ふ。

要するに概略晴耕雨讀の方針なり。學科は一日約二時間。

#### 七、學則

(イ) 入所資格

縣の内外を問はず高等小學二年修業、又は之と同等以上の學力あるもの

(ロ) 定員

#### 第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける塾風教育

五十名以内

(ハ) 所生種別

本科並に専科の二種とす。

(ニ) 修業年限

本科二ケ年、専科一ケ年

(ホ) 教科科目

一、學科

修身、讀書、算術、土壤肥料、普通作物、園藝作物、畜産菌蟲、農業經營

二、實習

普通作物栽培、特用作物栽培、園藝作物栽培、養蠶栽桑、農産製造並其他の副業、驅蟲殺菌劑製造使用、農具及び農用機械の使用、土地改良及肥料製造配合

(ヘ) 授業料

本科一年及専科一年のみにして、本科二年生は之を免除す。月平均五圓となるものなるが、納入の時期及金額は次の如し。

入所の際 二五圓  
七月一日 二〇圓

十月一日 一五圓

(ト) 給與

往居及食事は本所より支給し、病氣は熊本病院に於て診療す。

八、職員

主事 一 助手 二

九、實習生

總數五十八名、二名のみ教育家の子弟にして、他は全部農家出身。年齢は十五才乃至二十四才、學歷は中等校卒業程度の者總數の三分の一、他は高小卒の者なり。

十、卒業生

總數三百四十名、内本科卒業百七十五名、専科卒業百六十五名。

殆んど全部農業に従事し、母校との連絡密接なり。萬事所長中心に行ひ、近く卒業生互助の財團法人を組織する豫定なり。

十一、寄宿舎

實習生は全部寄宿舎に收容、全職員及びその家族と共に感謝的生活を営む。舎費を要せず、農場生産收入にて之を支辨す。

十二、圖書

第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける塾風教育

農書その他原價約一千圓の圖書を置く。

十三、講演會、講習會、出版等

講演會は他の求めに應じ、講習會は年三回催し、昭和八年は受講者約六百五十名に及べり。研究會、茶話會は月一回生徒の主催にて行ふ。

出版は母體農友會にて月刊雜誌「農友」を出す。

十四、旅行

一二年の修業に對し何かと課目多きは不徹底の基と考へ、本所に於ては視察旅行を取止め、慰安旅行を年二回行ふこととせり。費用は所費約三百圓。

十五、經營

(イ) 經營主體 社團法人肥後農友會 本所長中心に縣下市町村に農友會員あり。會員約二萬人。

(ロ) 經費年額 一萬六千六百十七圓 昭和九年度豫算

(ハ) 財源 農場收益

(ニ) 補助金、寄附金 縣費約六百圓、寄附金は受けざる方針なり

(ホ) 土地建物 校舍、寄宿舎、講堂、收納舎、肥料舎、畜舎等

十四棟 四百六十坪、敷地 三千三百坪、實習地 十五町二反 縣有地借入

(ヘ) 生徒募集 雜誌「農友」に募集要項を掲載

13 久連國民高等學園

靜岡縣田方郡西浦村久連

吾人は曩に「農村に於ける特色ある教育機關」に於て、興農學園を紹介する所があつた(同書二六九頁―二七六頁参照)。財團法人興農學園によつて維持せられたる本學園は、その後中心者平林廣人氏退いて大谷英一氏之に代るや、名も久連國民高等學園と改稱せられ現に不撓の努力を致しつゝあるが、その經營は依然本財團の寄附行爲によつてなされつゝあるものである。先づ順序として本財團の概要に通ずるを要するであらう。

財團法人興農學園

(一) 設立趣意書

故渡瀬寅次郎は明治十三年札幌農學校第一期卒業生にして、札幌縣開拓使御用掛、茨城縣師範學校長同中學校校長歴任、明治二十五年官を辭し、東京興農園を創設し、優良種苗の普及、新式農具の輸入改良に努力し、我邦農界に對し多大の貢獻をなし、大正二年農商務大臣より特に表彰せられたり。晩年丁抹式國民高等學校の制度が我邦農村青年の教育上極めて緊要なるべき事を痛感し、最後の奉公として實行せんとせしも病軀之を果さず、大正十五年病革まるに及んで遺産の一部を此資に當て、友人及賛成者の援助を仰ぎて此學を遂行せんことを遺族に囑し永限せり。

依つて發起人は、先づ遺族の寄附金を以て、別紙公益財團法人興農學園を設立し、小規模に事業を創め、漸次大方の援助に依り事業を擴張し、聊か農村社會教育及其の他育英の事に貢獻せんと欲するものなり。

第六 其他の特色ある教育機關

財団法人興農學園設立者渡瀬同族株式會社

代理人 渡瀬雅太郎

(一) 寄附行爲

第一章 名稱

第一條 本財團は財団法人興農學園と稱す

第二章 目的

第二條 本財團は故渡瀬寅次郎の遺志に基き農村の社會教育及育英に資する爲左の事業を行ふ

(1) 私塾久連國民高等學園の設立及維持

(2) 農村に於ける講習、講話及實際指導を爲すこと

(3) 農業改善に關する試験及調査に補助を爲すこと

(4) 其他本財團の目的達成上評議員會に於て必要と認めたる事項

第三章 事務所

第三條 本財團は事務所を靜岡縣田方郡西浦村久連貳番地に置く

第四章 資産及經費

第四條 本財團の資産は設立者の寄附に係る左記財産並に本財團設立後の寄附金及其他の收入より成る

一、基本金 金參萬參千圓也

二、農場農舍價格 金五萬貳千五百圓也

三、建築物 金參千貳百圓也

四、器具及圖書 金貳千八百參拾壹圓貳拾九錢也

五、現金 金貳千七百參拾參圓六錢也

計 金九萬四千貳百六拾四圓參拾五錢也(昭和七年八月卅一日現在)

前項第一號及第二號の資産は之を基本財産とす

但寄附金及歲計剩餘金は評議員會の議決を経て之を基本財産に編入する事を得基本財産は之を消費することを得ず

第五條 前條資産の管理者は常務理事とす又其の管理方法は理事會の議決を経て之を定む

第六條 本財團の經費は資産より生ずる收入、講習料農場收入及寄附金其他の收入を以て之に充つ

第七條 本財團の豫算は毎會計年度開始前評議員會の議決を経て之を定む

本財團の決算は年度結了後一ヶ月以内に作製して評議員會の承認を受くべきものとす

第八條 必要避くべからざる豫算外の經費に對しては追加豫算を作製して評議員會に附議するものとす

但臨時急施を要し評議員會を召集する暇なき時は理事會に附議して理事長之を定むる事を得此場合には事後に於て

評議員會の追認を経べきものとす

第九條 本財團の會計年度は毎年九月一日に始まり翌年八月三十日に終る

第六 其他の特色ある教育機關

第五章 役員及役員會

第十條 本財團に左の役員を置く

一、理事三名以上十二名以内とし内一名を理事長一名乃至三名を常務理事とす

二、監事 二名

三、評議員 若干名

第十一條 理事は理事長及常務理事を互選す

理事長事故あるときは常務理事又は年長理事之を代理す、常務理事は理事長の命を受け常務を處理す

第十二條 理事は評議員會に於て選舉す其の任期は三ケ年とす

第十三條 監事は評議員會に於て之を選舉す其の任期は二ケ年とす

第十四條 評議員は理事會の決議を経て理事長之を依囑し其の任期は五ケ年とす

第十五條 役員中缺員を生じたる場合は次會の評議員會又は理事會に於て選舉し其の任期は前任者の殘任期間とす

第十六條 役員任期滿了すると雖も後任者の就任する迄は其の職務を行ふものとす

第十七條 久連國民高等學園に關する職員は別に之を定む

但し其主腦者は理事會の決議により評議員會の承認を経て理事長之を委囑す

第十八條 理事會に於て議決すべき事項左の如し

一、豫算及決算審議に關する事項

二、寄附金受領並に資産保管方法及管理者に關する事項

三、評議員の選任に關する事項

四、久連國民高等學園主腦者の選任に關する事項

五、寄附行爲の變更に關する事項

六、本財團の擴張若は解散に關する事項

七、其の他重要な事項

第十九條 理事會は隨時理事長之を招集し過半数の出席を以て成立す、理事長議長となり其の議決は出席理事過半数の同意を得て之を決す

但可否同數なるときは議長の決する所による

第二十條 評議員會に於て議決すべき事項左の如し

一、豫算の決定及決算の承認に關する事項

二、理事及監事の選任に關する事項

三、寄附行爲の變更に關する事項

四、本財團の擴張若は解散に關する事項

五、其の他重要な事項

第廿一條 評議員會は毎年一回以上之を開く其の招集成立並に議事に關しては第十九條を準用す

第六 其他の特色ある教育機關

但理事長に於て必要と認めたる時は臨時之を招集することを得

第六章 寄附行為變更及解散

第廿二條 本財團の寄附行為は理事會並に評議員會の議決を経て主務官廳の認可を得るにあらざれば變更することを得ず

但し此の場合にありては各會に於ける役員總數三分の二以上の出席を以て成立し決議は出席會員三分の二の同意を以て之を定む

第廿三條 本財團は必要に應じ理事會並に評議員會の議決を経て解散する事を得但し此の場合には前條但書を準用す

第廿四條 解散の場合に於ける殘餘の財産は出資額の限度に於て寄附者に歸屬す

但し殘餘財産の全部又は一部は理事會並に評議員會の議決を経て農村社會教育事業に寄附する事を得

第七章 雜 則

第廿五條 本寄附行為の施行に關し必要なる細則は評議員會の議決を経て別に之を定む

附 則

第廿六條 本財團設立當初に於て評議員會設立迄の役員左の如し

- |    |       |       |
|----|-------|-------|
| 理事 | 新渡戸稻造 | 渡瀬 かめ |
|    | 渡瀬雅太郎 | 小坂 順造 |
|    | 加藤成一  | 田中次郎  |

- |       |                 |
|-------|-----------------|
| 渡瀬 三郎 | 今井 三郎           |
| 大谷 英一 | 監事 植村澄三郎        |
| 大島 正健 | 久連國民高等學園長 大谷 英一 |

本財團を經營主體とする久連國民高等學園の内容は、次の如くである。

一、沿革

昭和四年六月十三日開學せられた興農學園は（設立の要旨は前記「財團法人興農學園設立趣意書」参照）、創立準備に着手せる昭和二年以來昭和六年迄平林廣人氏中心となり、現園長大谷英一氏之を補佐し來つたのであるが、平林氏學園を去るに及んで以後二ヶ年間休園し、その間大谷氏文部省囑託を兼ねて歐洲、殊に獨逸及び丁抹に留學、専ら彼地に於ける國民高等學校を研究し、歸朝するに及んで昭和八年四月、名稱を久連國民高等學園と改め、目下大谷氏を中心に鋭意努力中である。

二、教育の目的及方針

基督教精神に基き、丁抹國に於て行はるゝ國民高等學校の精神を汲み、一般地方の男女青年を善良有能なる人物に養成せんことを期するのであるが、大谷園長自らの意中は大略次の如くである。

「國民高等學校は最初デンマークに起つたものでしたが、今日では世界の大ていの國々に設けられてきました。吾が國でも最近そこゝに國民高等學校といふことをききます。よい傾向だと思ひます。

私も先輩の同情に依りまして、過日歐洲に留學し、親しく國民高等學校の生活やら農村の生活に浸つて來ることが

第六 其他の特色ある教育機關



出来ました。

デンマークの國民高等學校はデンマークの地から生れたものですから、其のまゝ日本に當てはまらないことは明でせう。

しかしデンマーク國民高等學校の眞髓は、やはり日本のそれに共通するものがあることを識りました。デンマークがデンマークであり得る所以も、ドイツがドイツであり得る所以も、皆日本のそれに共通してゐます。云ひ換へれば其の國の生命其のものは、全く國際的のものであることを發見しました。

吾々は全國から有爲な男女青年を募ります。日のやうに吾々の日常生活が危機に直面してゐます時にこそ、本當な信仰に立つた有爲な若人がなければなりません。缺陷ある社會には眞の能力ある人物を要します。

何故農學校を出て農村も農業も嫌いになるのでせう。何故大學教育を受けた人々が相當あつても、國が善くならないでせう。今日、村も町も國も本當の人を待ち望んでゐます。就職のための教育、俸給のための教育、本喰ひ蟲をつくる教育、それは果して祖國日本を幸福に導く生きた教育でせうか。村でも町でも、鋏を取りハンマーを持つ善良な且つ勇敢な人間を缺いてゐるからでないでせうか。どうして自信もなく希望もなく、只いらいらした不安な人々のみでは、農村も國もよくなるはずがないでせう。

生きた教育は人格をつくり、又國民生活の要求にしつくりしたものでなければなりません。それですのに人文主義や主智主義の教育はかへつて、吾々の期待を裏切つてしまいました。

吾々は先づ人だ！ 本物の人間だ。だから吾學園は、入學試験などは行はないし、一定の教科書も不要だし、又卒業證書も出さない。唯眞に神を愛し、祖國を愛し、土を愛し、隣人を愛し得る同志達が吾々と全生活を共にし、出來得る限り、農業労働や其の他の作業體験を通じて科學的に研究し、互ひに魂と魂との一騎打によつて、各自の個性能力を發見し、それを育て上げたい、そして自己を認識し、自己の職業の合理的經營法を工夫し、社會生活體系の何物なるかを明かにしたい。吾々の學園は、どこまでも私塾でありたい、だから吾々と一緒に學園での全生活をしようといふ同志は、吾々の家族になる積りで來て欲しい。吾々はこうした同志の人々に依つてこそ、神の國を建設し得ると信じます。

こうした一人々々の全人への努力から、やがて日本國民文化の建設、農民道の確立が見られると確信します。いくら國民の少數の人士のみが高等文化を把握してゐるとしましても、それが眞に日本國民の文化にまで高められなければ、眞の文化と云はれますまいし、又眞の日本國民文化とは言はれないのでせう、吾々は斯様な祖國独自の文化の建設に一步一步向上せんとしてゐるものであります。

經濟的生活から見ましても、特に今日のやうな農村危機に際しては、何故今日のやうな事情を來たらしめたかをつきつめて探究し、且つは集約的經營や山岳農業法の研究をもしたい、そして農民自身の立場や農村の全生活現象に明るい光を與へるべく努めたい。だが凡て意識的な勇敢な立派な人間がなければ不可能でせう。吾々は一人々々が意識的に信じ合ひ得るときに、組合の仕事も前進するのです。

吾々日本國民は各々の立場を意識的に分擔し、お互に信じ、協働し、日本は永遠に日本であらしめなければならぬ、それが出來てこそ、世界の一員として各國に互して前進し得ると思ひます。

新らしい時代には、矢張りその時代に適する人物と組織とを要求します。

現在吾々の住む農村も國も世界も危機をはらばんでゐます。吾々はそのに勇躍して行きたい、一切の不安と憂鬱とを去つて突つ込んで行くのです。人だ、人だ。世はうめいてゐます。誰が立つか？人物は何處にゐる！農村を更生させるものは、やつぱり農村の人々です。若き祖國日本を更生させるものは、やはり若き日本の人々だ。全國の若き同志團結しよう！

三、教育方法

生徒は凡て在學中學園に在りて、晝夜の別なく生活の一切を自律的教養訓練に充て、通學することを許さず。但し別に聽講生として一部の學習をなす者に通學を許すことあり。

生徒は農場作業、生産物保存、加工、出荷、取引及び計算等の實務に助力せしめ、通常農民としての訓練をなすと共に、團體生活によりて農村社會を組織する一員としての訓練をなし、以て自律的公民たるの實力を涵養せしむるものとす。従つて教授方法も實務、講話、對談、討論、演習、臨場講義、新聞、活動寫眞、幻燈、劇、藝術品、専門家の臨時講義、文庫の利用、研究により、教科書によらざることを以て本體とす。其他先輩の講演指導及び見學旅行等によりて知見を擴む。

四、日課(一例、時に變更あり)

午前五時	起床
六時半	朝食、國旗掲揚

七時	禮拜、讚美歌合唱、聖書朗讀、祈禱
八時—正午	學科

午後一時半—四時半 勞作又は奉仕

七時	夕食
八時—九時	生徒講義、特別講演、娛樂、家族會議、又は全く自由のこともあり
一〇時	夜の挨拶、就寢

五、學則

(イ) 入學資格

年齢十八才を越え、農民生活を營める者又は營まんとする者は、地方、男女、學歷の如何を問はず入學することを得、但し高等小學校卒業程度の素養あることを要す。

研究生は本校出身者又は中等學校卒業程度以上の者を詮考の上採用す。

(ロ) 修業期間及人員

夏期部 五月乃至七月の三ヶ月間(二〇名)

冬期部 十一月乃至翌年三月の五ヶ月間(二〇名)

(ハ) 學費

入學生は講習料月額二圓五十錢を納入すること、尙ほ在學中の生活費は、月額金十二圓を標準として共働經營を

農村に於ける塾風教育

なさしめ、各月の精算に應じて計算す。

(ニ) 教科目とその教授要旨

一、聖書

本教科は故渡瀬寅次郎氏の遺志に基くものにして、基督教の信仰により、日本國民たる人格涵養をなすを以て要旨とす。但し信仰は生徒の自由にして、之を強要するものに非ず。

二、日本文化史及世界文化史大意

世界文化上に於ける日本及日本人の位置を明かにし、日本國民の理想活動の範圍を確認し、其の使命を完ふするに必要なる識見實力の涵養をなすを以て要旨とす。

三、農業經濟學、農村社會學及ひ農學一般

農業經營上緊要なる農學、農業經濟學並に農村社會生活上必要なる社會科學の一般を授け、新時代の農民生活に對する常識の涵養をなすを以て要旨とす。

四、自然研究

日常接觸する天然事象に對する簡易なる觀測試験及實驗に當らしめ、且つ數學及自然科学の發達略史を授け、自然現象に對する興味を喚起し、注意、觀察、探究、理解及活用上の常識を涵養するを以て要旨とす。

五、地理

日本、東洋及西洋諸國の自然並びに人文地理、經濟地理を攻究し、農民生活の地理的關係を明かにせしむるを以て

要旨とす。

六、體操及唱歌

體操により均齊なる體軀の發達維持を圖り、且つ健全なる意志の遂行力を養ひ、唱歌によりて純麗なる心情の陶冶發育を促し、以て神の創意を十全に發揮し得る心身を練磨するを以て要旨とす。

七、家政

一家經營の理論及方法を授け、日常生活の訓練と相俟つて農家生活の標準を示し、新時代の農民生活に對する清新なる希望を抱かしむるを以て要旨とす。

八、其他

時事質疑及要求等必要に應じて、現實の問題を捉へ、生徒の圓滿なる常識思慮を涵養するに資す。

(ホ) 時間割

月	協同組合	1
火	公民	2
水	日本史	3
木	宗教	4
協同組合	世界史	5
經濟地理	作物	6
簿記	樹果	7
農業經濟	樹果	8
勞作	奉仕又は勞作	9
勞作又は演習又は趣味	同	10
同	同	11
同	同	12
同	同	13
同	同	14
特別講演又は娛樂	講演	15
講演	講演	16
講演	講演	17

第六 其他の特色ある教育機關



昭和四年	官廳	二		
自營	一四		昭和五年	牧師
死亡	一		自營	一七

昭和八年夏期部	滿洲國	一
	母校	五
自營	海兵團	一
	自營	一一

右の外二日乃至三日の短期講習修了生百五十名あり。

(ハ) 母校との連絡

機關誌「興村」を通じ、平生相互の消息を交換するが、八月九月十月の學校休暇中は、校長教師は舊生徒を訪問し、其地に於て講演會、座談會等を開き、又は個人的の相談を受ける。舊生徒が近村なる場合は、概ね舊生徒の方より母校訪問を行ふ。

九、塾 舎

寄宿舎を塾舎、又は塾と稱す。生徒は凡て塾舎生活をなす。未婚の教師も同一建物内に居住して、生徒と協同生活を營む。舎費五十錢、食費約九圓。

十、見 學

附近農村、試驗場、社會施設等

十一、地元及び近村との連絡

學校を中心として西浦村に男女區別の體操團、唱歌團あり。壯年の家庭婦人に至る迄熱心に體操と歌とを勵行しつゝあり。

本校の開架式自由文庫は一般農民に開放し(一週間を限り貸出を許可す)、農村文庫としての機能を發揮しつゝあり。部數約一千五百を有す。

校長、教師は主として八月九月七月の休校期間、時々地方に出張して講演會、座談會を催し、或は舊生徒の個人的相談に應ずることあり。

村民と協同して、例へば婦人の榮養、漬物、料理、裁縫、柑橘等に関する講習會を開催することあり。

又月二回位、時に村の有志を交へて茶話會を催す。

十二、出 版

毎月十日に機關誌「興村」を出す。

又時にパンフレットを出すことあり。一例、大谷英一著「自由國民教育」第一冊。

何れも、印刷者は財團法人興農學園印刷部、發行所は久連國民高等學園出版部である。

十三、經 營

(イ) 經營 主體

第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける塾風教育

三三三

財団法人興農學園

(ロ) 土地 建物

1 財團所有

塾舎 建坪 六五坪、講義室 一二坪、

敷地 一二〇坪、實習地 十餘町歩(故渡瀬氏の明治三十五年以來經營せる地積にして、四町歩餘の柑橘園を主とし、柿、栗の果樹と各種の有種園、豚舎、普通作畑を有す)。

2 村より借入

敷地 六〇坪、體操場 二四坪

(ハ) 經費年額

昭和九年度豫算 八千五百五十圓

(ニ) 財源

財團基本利子、農場收入、生徒講習料等

(ホ) 生徒募集の方法

「興村」誌上に生徒募集要項を掲載、その他は知己、舊生徒等の推薦による。

14 實踐農業學校

愛媛縣西宇和郡伊方村ノ内湊浦

一、設立の動機

故佐々木長治氏當時農村の漸次衰退し郷人の氣力亦萎微して振はざるを慨し、之が救済策として農家子女の品性を陶冶し、更に之に適切なる知識技能を授け以て祖先傳來の地に安住し、その稼穡を樂しみ、確固不拔の精神を以て農村生活に新なる光明を見出さしめんことを念願し、茲に本校を開設するに至つた。

二、沿革

大正三年四月八日 私立學校令により本校設立認可

大正八年 女子部開設

大正十年 學則變更三ヶ年修業となす

三、目的

將來農村の中堅として進んで國家社會に貢獻せんとする人物を養成せんとす。

四、教育精神

教育勅語の御趣旨を奉體し、生徒をして國民精神を發揮し、生命彌榮の信仰に到達せしめんことを願ふものである。

五、經營

第六 其他の特色ある教育機關

三三三

農村に於ける塾風教育

- (イ) 經營主體  
財團法人佐々木愛郷會
- (ロ) 經費年額  
約一萬四千圓
- (ハ) 財源  
佐々木愛郷會所有財産の利子
- (ニ) 敷地  
約二千三百坪 所有
- (ホ) 校舎  
約三百五十坪 所有
- (ヘ) 校庭  
五百三十坪
- (ト) 實習地  
田四反六畝 借入  
畑一町三反八畝、内一反は借入  
山林二反 借入

六、規則

- (イ) 入學資格  
尋常小學校卒業生にして當該小學校長の推薦せる者
- (ロ) 修業年限  
三年
- (ハ) 授業料  
徴收せず
- (ニ) 學年  
自四月一日至翌年三月末日
- (ホ) 學科課程及每週教授時數

學科課程及每週授業時間表

男子部

科目	第一學年程度	每週授業時間	第二學年程度	每週授業時間	第三學年程度	每週授業時間
修身	人倫道德の要旨	一	同上及社會道德	一	同上	一
國語	講讀、作文、習字	六	同上	六	講讀、文法、作文	六

第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける塾風教育

數	分數、四則、比例、珠算	五
地	世界地理	二
博	植物、動物	三
公	農業大意、養蠶	四
理	讀方、綴方、譯語、習字	二
英	讀方、綴方、譯語、習字	二
唱	基本練習、歌曲練習	二
圖		二
體操及教練		二
實		一〇
計		二六
驗		二

二年及三年の英語は隨意科として課外に教授す。

女子部

科	第一學年程度	第二學年程度	第三學年程度	每週授業時間
修身	人倫道德の要旨、作法	同上	同上	一
國語	講讀、作文、習字	同上	同上	五

算術	分數、四則、珠算	三
地理歴史	世界地理	二
博物	植物、動物、礦物	二
理化	物理學大意	二
公民科	化學、衛生、國家	一
家事	裁方、縫方、積方、補綴	一
裁縫	手藝、圖案	一
農業	農業大意、養蠶	九
英語	讀方、綴方、譯讀、習字	三
唱歌	基本練習、歌曲練習	一
體操	體操、遊戲	一
實計	無定時	二七

二年及三年の英語は隨意科として課外に教授す。

七、校長

清家宗市郎 東京農業大學卒業

八、教師

第六 其他の特色ある教育機關



農村に於ける熟風教育

野村義弘 縣立宇和農業學校及農業技術員養成所卒業  
外男教員六名、女教員三名

九、生 徒

(イ) 男 女 別

男一〇五、女三九、計一四四名

(ロ) 學 年 別

一年四八(内女一八)、二年五二(内女二二)、三年四四(内女九)

(ハ) 學 歷 別

男—尋常小學校卒業八二、高等小學校一年修了九、高等小學校卒業一四

女—尋常小學校卒業三八、高等小學校一年修了一

(ニ) 職 業 別

男—農業八六、商業五、漁業三、工業二、其他九

女—農業三六、工業三

(ホ) 年 齡 別

男—十三才四五、十四才二四、十五才三四、十六才一、十七才一

女—十三才一八、十四才一二、十五才八、十六才一

十、卒業生

(イ) 年度別卒業生數

年 度 別	男 子		女 子		年 度 別	男 子		女 子	
	男	女	男	女		男	女	男	女
大 正 四 年	一五	一	一	一	大 正 十 三 年	一五	一	一	一
五 年	一六	一	一	一	十 四 年	一〇	一	一	一
六 年	二一	一	一	一	十 五 年	二二	一	一	一
七 年	二六	一	一	一	昭 和 二 年	二二	一	一	一
八 年	一六	一	一	一	三 年	一九	一	一	一
九 年	一〇	一	一	一	四 年	二七	一	一	一
十 年	四	一	一	一	五 年	二六	一	一	一
十 一 年	一	一	一	一	六 年	二〇	一	一	一
十 二 年	一	一	一	一	計	二七〇	一	一	一
合 計	一五	一	一	一	大 正 十 三 年	一五	一	一	一

(ロ) 卒業生職業別

農 業	一七二	製 絲	二
商 業	一三	神 官	一
工 業	六	運 轉 手	一

第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける塾風教育

三四〇

漁業	五	店員	一
公吏	一〇	労働者	六
教員	三	船員	一
技術員	六	學生	一
會社員	一一	軍人	六
官廳	二	死亡	一九

(六) 學校との連絡

卒業生を會員として校友會を組織し、毎年春期總會を開く。又毎年校友會誌を發行し、相互の動靜に通ぜしむ。農閑期には講習會、實地指導、農談會を開催し、相互の親和、研究及修養に力む。尙毎年十二月には農産物品評會を開き、卒業生並一般農家の獎勵研究に資す。時々卒業生の身上相談に應ずることあり。

十一、寄宿舎

(イ) 收容人員

九名

(ロ) 舎監

玉造正

(ハ) 日課

起 床 午前五時半引續き日朝點呼  
 朝食 午前六時  
 登校準備自習 自午前六時半至登校  
 晝食 正午  
 放課後協同作業 約一時間  
 夕食 午後六時  
 自習 自午後七時至九時  
 就寢準備  
 消燈 午後九時半

十二、講習講演

機に應じ知名の士を招聘して講演會を開き、又農閑期を利用して短期講習會を開き、老農精農を招じて農談會を催す。

十三、體育

正科體操以外に、毎朝始業前、全員十分間體操  
 夏期は海水浴、春秋二期に登山を行ふ。

第六 其他の特色ある教育機關

三四一

農村に於ける塾風教育

明治節には運動大會

十四、圖書設備

(イ) 學校文庫

主として教師研究に資するもの、藏書冊數七二二冊

(ロ) 尙友會文庫

主として生徒學習の參考書、その他修養に關するもの、藏書冊數一五〇冊

十五、旅行

(イ) 目的

(一) 伊勢大廟、神武御陵、桃山御陵の參拜

(二) 京都奈良地方に於ける日本古代文化並京阪神地方に於ける文化の近代的活躍に接見せしむ。

(ロ) 地方

伊勢、京阪神、奈良地方

(ハ) 費用

一年に入學と同時に學校取扱として、一人當五十錢づつ毎月郵便貯金積立。一名約二十二圓を以て旅行、内十圓は學校補助

十六、附近小學校並諸團體との連絡

小學校に對しては本校設備を開放し、實地見學に供し、時に小學校長を招じて教育上に關する意見の交換を行ふ。本村婦人會は本校を以て播種地となし、本校職員は會合の都度之に參列し、農村婦人の進歩向上、純美なる農村氣風の培養に努めつゝあり。

農會産業組合とは密接なる提携をなし、優良種苗の選擇並共同購入、肥料の配合、肥培上の指導等に關して相互に便益を受けつゝあり。

青年團に對してはその事業計畫に參劃す。

又校内には農事相談所を開設して、一般當業者の相談に應じつゝあり。

## 15 秋田縣三輪農士學園

秋田縣雄勝郡三輪村

## 一、創立の趣意

高速度に展開された近代科學の文明は、到るところに燦然たる文化の世界を現出してゐる。然し反面に人類社會の根幹たるべき農家は年と共に減びて行く有様である。かくては人類共存の意義を失ふのみならず「以農國本」を國是とする我建國史に照し、近くは四面楚歌の國際的危機に立つ國家の現狀に徴しても憂慮に堪へざるものがあり、農本的建設は刻下最大の急務たることを切實に感ずるものである。

何が農村をしてかくも衰微せしめたか、機械文明に心酔し、科學文明に傾倒中毒して、自然の恵みに感謝し大地に親しむ純農精神、肇國三千年の國礎たる即ち「農魂」が失はれたことに基因すると思ふ。人間は土地を離れない限り永遠であり、親子の如く眞實の愛に恵まれてゐる限り平和な世界がつゞき、眞剣に働く勤勞の人々に久遠の幸福が齎られるのである。故に今や萬般の行詰つた農村を救ふ道は機械でもなく、學問でもなく、自營勤勞の農民生活即ち農民精神に生きる農村の建設である。即ち全生活を通じて自他一切が共に眞心を捧げて、平凡に唯だ黙々として大自然と共に生きる農民であり、而して社會人として生くる生活それ自身が教育であり、眞髓でなければならぬ。以上の如く學園の創設は特別な新しい變つた試みでもなく、たゞ平凡に農家の仕事を現代認識の上に行ふものであつて、文化の進み過ぎた人々から見れば、或は變つてゐると思はれるかも知れないが、至つて平凡に仕事をして行く處が即ち學園の生命なのである。

然して學園の指導精神は國土を尊び、祖先を敬ふことを第一義とし。次には先づ働くことである。即ち自然に従つて行くのである。而してそれが經濟的に統制され、齊一されねばならない。

かくの如くして現代社會に生くべき重大なる任務を果すに缺くべからざる認識生活の根據を與えんとするものである。

## 二、開 校

紀元二千五百九十四年昭和九年四月一日

## 三、目 的

建國精神に基き、農家經營を體得し、眞に國家に奉仕せんとする中堅青年の養成

## 四、教育方針

創立の趣旨に遵ひ、從來の教育の通弊と認められし分科的取扱を矯正し、教室即農場、作業即教授と有機的に連絡提携し、綜合的取扱をなすと共に、日本昔時の塾教育の精神を汲み、職員生徒は本學園独自の塾舎に起居し、膝下の教育、爐邊の垂訓による修練を與ふ。

## 五、園 長

京野利助

## 六、學則 大要

第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける塾風教育

(イ) 修業年限

二ヶ年

(ロ) 生徒定員

三十名、但し本年度募集人員十名

(ハ) 學 期

第一學期 自四月一日至八月三十一日

第二學期 自九月一日至十二月三十一日

第三學期 自一月一日至三月三十一日

(ニ) 休 日

祝日、大祭日、日曜日、學校創立紀念日

年末年始休業(自十二月二十五日至翌年一月五日)

其他學校長に於て農業上支障なしと認めたる時は、十日以内休業することを得

(ホ) 入學資格

品行端正思想堅實にして身體健全なる者、年齢滿十六歳以上、實業補習學校後期卒業者又は之と同等以上の學力を有し、農事に經驗ある者にして、市町村長又は學校長より推薦せられたる者

(ヘ) 學科目、課程及教授時數

學 科 目	第 一 學 年 程		第 二 學 年 程	
	教授時數	課	教授時數	課
修身及公民	一二〇	道德要旨並に公民に關する事項	一二〇	同
國語及漢文	八〇	講 讀、作文	八〇	同
數 學	八〇	實 用 數 學	八〇	同
理 科	八〇	理 科 大 要	八〇	同
國 史	八〇	皇 道 精 神	八〇	同
體操及教練	八〇		八〇	同
土壤及肥料	八〇		八〇	同
畜産及養蠶	八〇		八〇	同
農業經濟	一二〇	農業經濟、農業經營	一二〇	同
林 學	二〇		二〇	同
農業大意	一二〇	作物、園藝、病虫害、農産加工其他	一二〇	同
計	九四〇		九四〇	
農業實習		不 定 時		不 定 時

(ト) 授業料及入學料

第六 其他の特色ある教育機關

本學園に於ては共に之を徴收せず。

(チ) 寄宿舎

生徒は全部寄宿舎に收容す、寄宿舎に於ける食料費は徴收せず、生徒の勤勞による生産物を以て支辨す。但し當分の内設立者に於て食費の一部を補給す。

(リ) 職員

職員は中等學校教員又は小學校本科正教員の免許狀を有する者より採用す。職員は生徒の學業實習の指導をなす外、日夕生徒と寢食を共にし、生徒訓育上の範たるものとす。

七、諸行事

(イ) 朝の行事

一、朝起きるとき床の中に端坐し、東に向ひ左の如く念じて暫く黙禱す

『天地と共によります大神、安き眠の中より今日のさやけき日を與へ、こゝに新しき命を私にお與へ下さいます。私は明るい心をもつて今日の一日をあなたのこの世に現はれ給ふ御相であらせられる』

天皇陛下の御名の下に一切の生とし生けるものゝために勇しう今日の一日を働かしていただくことを誓ひます。』  
二、それより一時間室内庭園等を掃除し、後講堂に集り校長の指導の下に神鏡の前に端坐し、拍手二回打つて兩手を兩肢の横に垂れ、指を座に届くやうに頭をやや垂れて禮する。この時校長祝詞を讀む。祝詞終りて拍手二回、そのまゝ合掌し、各自に暫くその兩親兄弟師友等を念すること一二分、校長の先導によりて頭を下に垂れ、手を座

に下して禮拜すること。

朝の祝詞——『天地と共に成りませる大神の現はれたまふ御鏡の前に額づきてかしくみかしくみまをす。はてしれぬ御光とつきざる命をそなへたまふ大神、その命の願、むすびの御力によりて私達をこの世に生れしめて下さいました。そしてこゝに明るい太陽の下に力に満ちた時を與へて下さいます。あなたからいたゞいたこの命に現はれる我等のこの心と體をどうかあなたの尊い導きの下に清いお仕事の御用にたゞしていただきたいと思いますと思ひます。』

私達はこの清く光れる御相に向ひたてまつり、自らをかへりみさしていただきたまへ。』  
そへたてまつらんと誓ひます。何卒御心を加へさせられて我等の行く手を守らせたまへ。』

(ロ) 食卓に向ひて

『御光のめぐみにて我が命の糧としてお與へ下さつたこの色々の食物をありがたういただきます。これをいただきます、身の養ひとしてひたすらにみこゝろのまゝに御用をつとめさしていただきたいと念じます。』

(ハ) 夕の行事

一、夕方仕事を終つてから同じく講堂に集り、朝の如く拍手禮拜し、夕の祝詞をあげ、朝の如く禮拜して後夕飯の食卓につくこと、朝のお勤めも夕のお勤めもほど三十分にて終るやうにすること。

夕の祝詞——『天地と共に成りませる大神の現はれたまふ御鏡の前に額づきてかしくみかしくみまをす。いつもたらはぬがちな私共であります、尊いお護りの下に今日の清き御用をつとめさしていただきました。その生きたはらきを現はして下さつた』

農村に於ける塾風教育

三五〇

天皇陛下を始め奉り、近くは父母師友その他一切の萬靈に對して感謝の思を禁じ得ません。この喜をよるときに、殊更師の明るき御教に心からの御禮を申さずををられません。今御光の下に息ひの夕をいたゞくにつきましても、「うけた御恩の深きを思ひ、明日の新しき日を勇ましくのぞむことの出来る仕合せを大神に感謝いたします。」

二、夜床に就くとき、床の上に端坐し、東に向ひ左の如く念じて黙禱すること。

『天地と共によります大神の御護の下に今日の一日のつとめをはたさしていただきました。かへりみれば常にたらはぬがちでありましたが、清き御力を加へたまひて明るい心で働くことを得せしめ下さつたことを御禮申します。これより息ひの爲に與へ下さるこの安き眠に就かしていただきます。』

尙ほ本學園に於ては時に應じ、左を捧讀する。

- (一) 天壤無窮の神勅
- (二) 齊鏡の神勅
- (三) 神武天皇建國の大詔
- (四) 五箇條の御誓文
- (五) 教育勅語
- (六) 戊申詔書

八、經營概要

(イ) 經營主體

財團法人「京野育英園」

(ロ) 經營財源

育英園財産より生ずる利子、農場収益、有志寄附

(ハ) 農場其他

農場田地七反歩、畑山林原野約二十町歩

(ニ) 家畜家禽

馬二、牛一、綿羊二、豚三、鶏五〇

(ホ) 建物

本校舎、塾舎、收納及作業舎、家畜家禽舎

(ヘ) 其他

一般農具、農産加工具、實驗實習用具等

第六 其他の特色ある教育機關

三五二

## 16 志賀村塾

長野縣北佐久郡志賀村(神津猛方)

## 一、村塾の背景

鬼崎徹誠氏を塾頭とする志賀村塾並に田口祐次氏を塾頭とする多久村塾(佐賀縣小城郡多久村)は、之等兩氏をもその職員とする大日本協會(東京市麴町區有樂町一ノ一〇、三信ビルに事務所を置く)の一事業と見做すことが出来る。同協會は曾て東亞同文書院助教たりし村上徳太郎氏を中心とするものであつて、その使命とする所は現在全國各地、特に農村に散在する優れた人物を調査發見し、之と密接なる連絡を圖り、且つは有爲の農村青年を養成して國家有用の材たらしんとするに在るもの、如くである。

而して同協會は滿洲事變後(昭和七年八月)に創立せられたるものであるが、それ以前(昭和五年八月)より村上氏は東光書院(東京市麻布區本村町二〇七)を開設し、東洋哲學を以て人物の養成に力を致しつゝあり。鬼崎氏、田口氏等は本書院に於て村上氏の薰陶を受けたる人々である。従つて大日本協會の使命を中心として之等の關係を考ふれば、東光書院は書院本來の目的の外に、協會の使命を遂行する中央教育機關としての役割を有することとなり、又志賀村塾、多久村塾は之が地方教育機關たるの關係に立つものと云ひ得るであらう。

こゝには資料の關係上、志賀村塾についてのみ紹介することとする。括弧内は鬼崎氏自身の言葉である。

## 二、塾頭

鬼崎 徹誠 京都帝國大學經濟學部出身 二十九歳

## 三、塾開設より現在に至る始末

「私が當地志賀村に参り居を構へたのは本年二月一日であります。最初私は、村の更生に身を以て當るには少く共半ケ年位は沈潜して確と村勢を打診し、人情風俗等も一通り研究した上でなければ、村民に呼びかけてはならない。あくまでも村の爲になることを願ひ、決して事業の速成を企圖してはならぬ、と固く吾心を戒しめつゝ當地へ参りました。所が田舎のことゝて直ちに噂が立ち、而かも住居が村隨一の舊家であり、名望家であつた神津家の宏莊な邸宅であるから、噂は噂を生み、「今度立派な先生が宗家に來られた」とか、「金持の先生が來られて志賀村を救つて下さる」とか、村民全體に筋違ひの依頼心或は好奇心を興へたものです。

丁度村民が冬季農閑期で退窟がつて居た折とて、既に二日目の夜あたりから「話を聴きに來ました」と言つて、主に青壯年の者が續々詰め掛けました。此處でこれまでの方針をかへて、直ちに積極的に乗出すのが機宜しきを得たものと觀じ、内にありては三日朝から二名の青年と行事を始め、夜は集ひ來る青年を幸に二宮翁夜話等の講義をなし、外にありては村役場小學校を初め、村長以下有力者の私宅にも挨拶に趣き、或は請はるゝまゝに青年會、農家組合、農會總會等で講演を試み、村の集會等にも力めて出る様にして顔を廣めました。其の内塾生も次第に増し、やがて九名になりましたから、愈々十一月紀元節を卜して「志賀村塾」の看板を掲げました。其の後も友は友を呼び、二月末日には十六名を數へ、以て現在に及んだのであります。……」

## 四、塾生

## 第六 其他の特色ある教育機關



十六名、内四名は隣村三井村の青年、年齢は最低十九歳、最高三十一歳。學歷は農學校卒業四、中學校卒業一、他は高等小學校卒業程度。

五、日課

朝 五時半起床 自宅に寝る者は五時半迄に登塾

起床後六時迄 掃除

六時より六時半迄 神佛祈誓

六時半より七時半迄 劍道乃至書道(隔日)

七時半 歸宅就業

夜 七時半迄 登塾

七時半より八時半迄 講義(現在は二宮翁夜話)、書道(一週一回火曜日)、小學校訓導白川氏を招聘す

九時半 就寝

六、行事

(イ) 鐘撞

毎朝五時に塾生交代にて寺の鐘を撞き、塾生修業の一助となすのみならず、村民の勤勞精神を喚起するを目的となす。

(ロ) 開塾

耕地不足の本村に荒地利用の氣風を起し、併せて塾生鍛鍊の一助となさんがため、荒地一反歩餘を村より借受く。

七、塾に對する一般村民の態度

「當塾は村民全部の道場なり」と宣言した爲めに、塾生以外の青壯年は勿論、老人、婦人會員、青年團員に至る迄來るかと思へば、出納帳、家計簿を携へて農家經營の眞剣な相談を持ち込む者もある有様で、當初の希望通り次第に村の現實生活と結びついて來ました。(下略)

### 17 東方學園蒲生村塾

宮城縣宮城郡高砂村蒲生

#### 一、設立の動機

東方學園設立趣意書

今日の文明は都會が中心なので偏頗になりました。東方學園は、都會の長所を農村に、農村の美點を都會に生かして、健全な日本文化を建設しやうとするのであります。

#### 二、沿革

昭和七年四月に創立せられ、園長として早川退藏氏が推戴せられたが、昭和八年十月頃園長の更迭あり、從來主事たりし青野敏夫氏が代つて第一線に立つこととなつた。而して新園長は學園關係者並に村青年の意向を充分に取入れて、次の如き學則その他を決定するに至つた。

#### 三、東方學園蒲生村塾學則

- 一、學園の教育の要趣 は多角形農業に必須なる有畜農業の經營を習得せしむると共に、郷土、國家、世界に関する見識を授け、常に志操の陶冶に留意せしめ、もつて國民の中堅たらしむるにあり
- 一、入學資格 尋常小學校卒業者をもつてす
- 一、學期及休暇、休日 學年を四學期（春、夏、秋、冬）に分ち、夜間授業を行ふ、毎年四月十七日に始り、翌年

三月三十一日に終る、但、農繁期に於ては二週間の休暇を設くるの外、祝祭日、日曜日を休日とす

一、課程修了及卒業の認定 全課程を修了したる者には卒業證書を授與す

一、授業料 一ヶ月金十錢とす、毎月始業の日より七日以内に其月分を納入すべし

特別の事情ある時は減免することあるべし、減免に關する規定は別に之を定む、休學期間全月に涉りたるときは其の月分は徴收せず

一、賞罰退學（イ）操行、學術、共に優秀なる者、其他特殊の善行ありて他の模範たるべき生徒は之を褒賞す

（ロ）生徒にして學則を紊すが如き場合は之を訓誡處罰す

#### 四、昭和八年度秋學期授業時間割及講師

日	時	備	考
月	午後八時より十時まで	隔週に一課を授く	
火	國體學、劍道		
水	珠算、作文		
木	國漢、農村學		
語學	同右		
木	同右		

#### 第六 其他の特色ある教育機關

講 師	金	畜 産、數 學
	土	農 業 と 科 學
國 體 學 刈 田 仁 劍 道 渡 部 磨 珠 算、作 文、語 學 片 桐 寬 畜 産 鈴 木 獸 醫 數 學 佐 藤 貞 次 農 業 と 科 學 高 山 幸 二 郎 國 漢、農 村 學 青 野 敏 夫	每 週	隔 週 一 課 目

五、園 長

青野 敏夫 文學士

六、教師及講師

副團長 三浦希玄 臨濟宗大學卒業、高砂村西光寺住職、社會奉仕委員

講師數名 文學士、帝大生、二高生等

名譽講師多數 陸軍中佐、農家組合長、柔道家、劍道家、公民學校指導員等

七、生 徒

第一期生男子二十八名、全員通學。總て高小卒、農家出身。年齢は十七歳以上二十歳迄二十六名、二十歳以上二名、最年長者は二十二歳。

八、耐熱行軍

心身の鍛鍊を目的に、七ヶ濱の外人村を訪ね、松島を経て歸園。生徒は毎月各自二十錢宛郵便貯金積立を行ふ。

九、經 營

(イ) 經營主體

園 長

(ロ) 經費年額

六百圓

(ハ) 財 源

後援會、個人等の寄附

(ニ) 敷 地

二百八十四坪 借入

(ホ) 校 舍

建坪二十四坪 借入

(ヘ) 校 庭

第六 其他の特色ある教育機關

二百坪

(ト) 實習地

畑三百坪 借入

十、東方學園後援會 (本部所在地 仙臺市北五番丁二一九)

(一) 學園後援會の使命

本後援會は都會中心の現代文明の弊風に鑑み、(一)農村子弟の教育の後援と (二)多角形農業の實現とに依つて、都會の長所と農村の美點とを融合統一し、もつて全村學校主義の實現を使命として居ります。

(二) 其の組織及現狀

會は(一)生産部(二)配給部とより成り、目下宮城郡高砂村蒲生に於て東方學園蒲生村塾を後援し、農村子弟の教育に従事せしめ、一方父兄と共に多角形農業の進展に努力して居ります。又配給部は仙臺を中心に、配給先の開拓に努力して居ります。

將來は各地に本學園の理想を實現したいと存じます。

(三)配給部

配給部 (配給部仙臺市北五番丁百二十九番地電話三六七二番)は、農村の産物を都會の消費者へ、都會の製品を農村の消費者へ、配給することを使命として居ります。

## 18 共存道場

栃木縣那須郡兩郷村大字兩郷

### 一、設立の動機

村の有志若干名の間に期せずして「自分の居るところを住みよくし、誰れとも仲よくして行きたい」といふ念願が湧いて誕生するに至つたものである。詳細は趣旨書に明かである。

### 趣旨書

私たちは、

自分の居るところを住みよくし、

誰れとも仲よくして行きたい。

と心から望むものであります。ところが悪い思想は日に日に入り込み、不景氣は年々甚しくなります。これではどうしてもちつとして居れません。それで自分の力の足りないことなど考へるひまもなく、唯「三人よれば文珠の智恵」況んや十人百人一村共力した時の、すばらしい力を頼みとして、昨年四月名も共存道場とつけて、やむにやまれぬ魂の一部を實現してみました。

ところが、うれしい事には、あちらからも、こちらからも、意外の同情者を得て、茲に左の通り事業の擴張をなすべく新築を企てました。ついでには、さしあたり何をやらうかと、私たちが考へて居るかを、御承知下すつて、精神的に

も物質的にも、どうぞ何分の御助力を御願申上ます。

さて自分の居るところを住よくし、誰れとも仲よくしやうと、するにはいろ／＼のやり方のあることは勿論ですが、何と云つても、

神を念じ

世を思ひ

己れを信ずる

里女の一人も多くなることだと信じます。否寧ろ自分がさういふ人になることだと、更に深く信じます。依つて村で通年制の補習教育を始める迄、

高等小學校卒業の男子に

已習智識の補習と公民の心得（月謝五拾錢）

同 女子には

實用の裁縫と主婦の心得（月謝五拾錢）

を修得させやうと思ひます。しかしほんの近い將來に村で完全の補習教育を始めることですから、其の際は次の事を（無料）やりたいと思つて居ります。

一、公の教育に恵まれない人の夜學や研究の相談相手

二、子守の爲めに出席出来ぬ學齡者通學のために、幼兒を引受けて幼稚園の眞似事（かうすれば幼兒をつれてこち

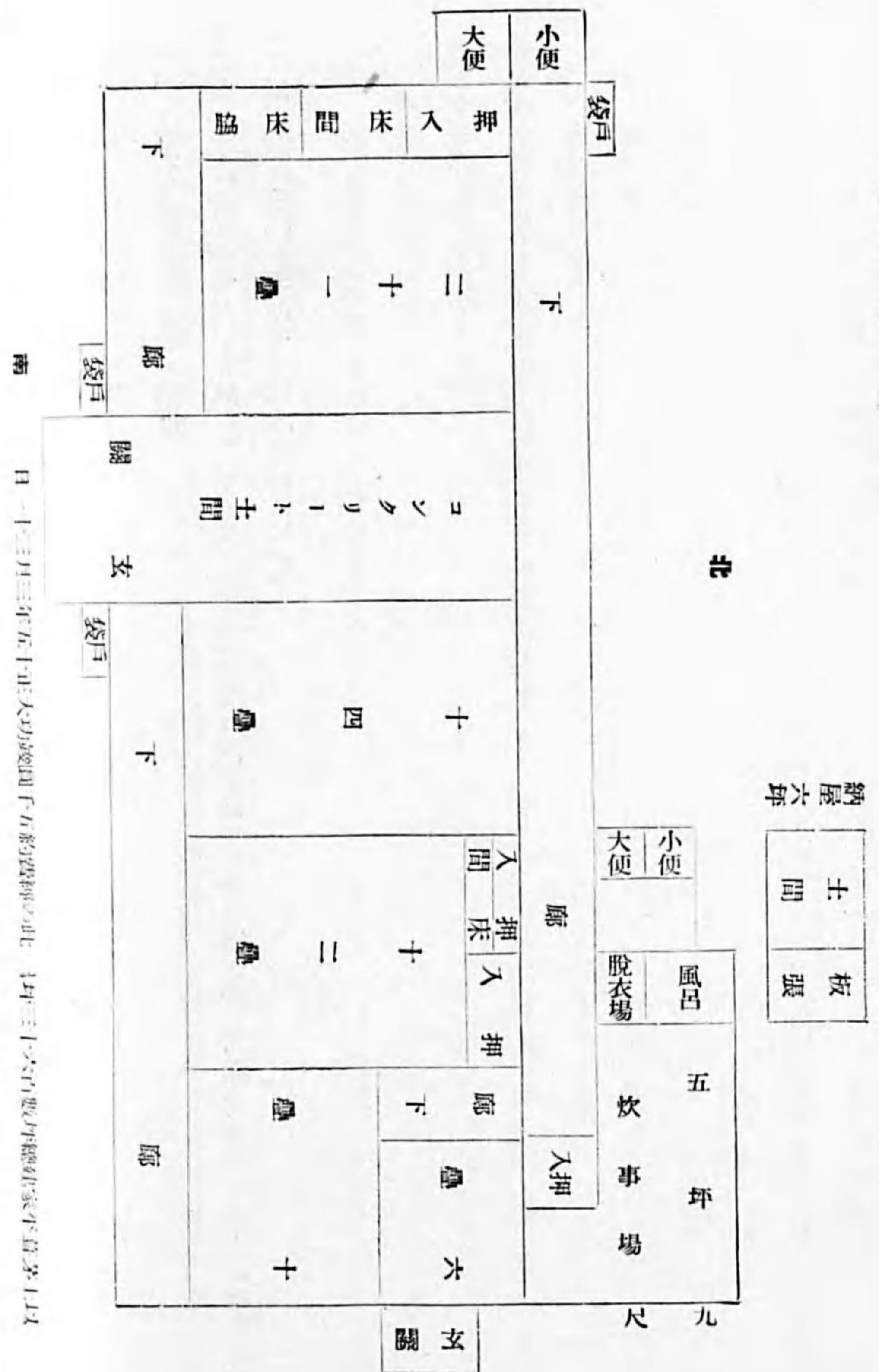
らの道場にも通へます）

三、青年處女の娛樂機關提供

四、新聞、雜誌、圖書閱覽所設置

五、活動寫眞講演會等々開催

この五つ丈は是非やりたいと思つて居ります。其の他の事は漸を追つてやる事と致します。それで以上の事を考慮に置いて地を選び建物を次のやうに設計しました。



以上概略ながら私たちがどんな目的で、どんな設備で、何をやらんとするかを、申述べました。ついでには、この趣旨書を御覽下さつた、あなたは

- 一、お序の折實際を御覽下さる爲にお出を願ます。
- 二、お息子さん、お娘さんで、適當の方は可成通學させて下さい。
- 三、他に趣旨のわからぬ方、誤解して居る方が、あつたら説明をして頂きます。
- 四、これに要する、勞力、物資、何なりとお助け下さる方がありましたら、喜んでお受け致します。
- 五、だが私たちは、何よりもお願ひしたいのは、私たちを、批判、鞭撻、指導、推挽して下さい、あなたの精神力です。

このお力さへ共に併せて下さるならば、よし、私たちが一寸の虫であつても、五分の魂が(悪思潮跋扈利己主義瀰漫の)現代に何か仕出來かす事が、可能だと確く信じます。

大正十五年二月

共存道場發起人

- 渡邊政一郎
- 菊池由二郎
- 江崎政三郎
- 大塚満

蓮 實 廣 吉  
星 田 金 之 助

二、沿革

大正十四年四月 創立

同 十五年七月 事務所及道場を建築し、農閑期に毎年四十名内外の青年男女を收容。

三、目的

高等小學校卒業の男子には「既習知識の補習と公民の心得」を、女子には「實用の裁縫と主婦の心得」を習得せしむるに在る。

四、經營

(イ) 經營主體

塾主及後援者

(ロ) 經費年額

七二〇圓

(ハ) 財 源

塾主の恩給及後援者の出資金

(ニ) 敷 地

四反八畝、借入

(ホ) 校 舎

建坪六三坪餘、所有

(ヘ) 校 庭

一反歩

五、規則

規則を設けず

六、塾主(外に教師なし)

原田善吉 栃木縣師範學校卒業、元縣立那須學院長

七、生徒

男子約一〇名、女子約三〇名、總て通學。

八、卒業生

卒業期を規定せず、生徒は長く道場に入出入す。

九、圖書設備

塾主所有の書籍を公開

十、其他参考となるべき事項

第六 其他の特色ある教育機關

(イ) 七星會(男子卒業者の會)規約

- 第一則 目的 共存道場に於て學問又は修養のため會したるものゝ親睦をはかり兼ねて時代に應ずる修養と一人一字一村の合理的實行をなすを以て目的とす
- 第二則 名稱 本會を七星會と稱す
- 第三則 會場 本會々場を當分共存道場に置く
- 第四則 事業 本會の目的を達成するために左の事業を行ふ
- 一、會員の慶弔、會員の親睦
- 二、農事の研究及經營、會報の發行、その他
- 第五則 役員 本會役員を左の通り定む
- 會長一名、副會長一名、庶務係一名、會計一名、評議員數名、相談役若干名
- 但し會長、副會長は總會に於て選舉し其の他の役員は會長副會長合議により指名決定するものとす
- 相談役は特に本會の目的を贊助さるゝ男子は會員外の方を依頼するものとす
- 第六則 會員 本會の目的に賛成したる男子は年齢を問はず入會することを得
- 第七則 本會役員任期は滿二ヶ年を以て滿了とす
- 第八則 會合 本會の會合を二種に分ち第一を總會、第二を臨時總會とし左の時日に行ふこととす
- 一、總會 年二回とし舊正月四日、舊七月十二日とす

一、臨時會 會務上必要と認むる場合は臨時會を開くこと

第九則 會費 本會々費を二種に分ち第一を會員の出勤とし毎會分拾錢を納むるものとす

第十則 附税 本規約は必要に應じ總會の決議に依り加除修正することを得

以上

昭和六年 舊正月十二日

再郷村共存道場内

七 星 會

(ロ) 六羊會(女子卒業者の會)規約

第一則 目的

共存道場に於て學問、裁縫、屑齒整理等の講習を受け又は修養のため會したるものゝ親睦を謀り兼ねて時代に應ずる修養に一人一字一村の合理的實行をなすを以て目的とす

第二則 名稱

本會を六羊會と稱す

第三則 會場

本會々場を當分共存道場に置く

第四則 事業

第六 其他の特色ある教育機關



本會の目的を達成するために左の事業を行ふ

- 一、婦徳の養成、臺所の改良、會員の慶弔、會員相互の親睦
- 二、農事の研究及經營、會報の發行、其の他

第五則 會員

本會の目的に賛成したる婦人は年齢を問はず入會することを得

第六則 役員

本會役員を左の通り定む

會長一名、副會長一名、庶務係一名、會計係一名、世話役數名、相談役若干名

但し會長、副會長、庶務、會計は事務の關係上本村在住の會員より選定す。相談役は男女を問はず會員外の特に本會の目的を賛し援助さるゝものを依頼するものとす

第七則 會合

本會の會合を三種に分ち、第一を總會、第二を例会、第三を臨時會とし左の時日に行ふこととす

總會 年二回、舊正月五日、舊七月十六日とす

例会 舊二月針供養、舊三月節句、舊十月十日、舊十二月八日とす

臨時會 會務上必要と認むる場合臨時會を開くこととす

第八則 會費

本會々費を二種に分ち第一を會員の出金とし年額五十錢也を二期に分納するものとす

但し右會費は總會の際半額宛を徵集すること

第二を有志の寄附とす

第九則 附則

本規約は必要に應じ總會の決議により變更することを得

以上

昭和六年二月二十一日 舊正月五日

本規約中第六則の規定による役員は總會に於て會長、副會長を選定し、其の他の役員は會長、副會長の合議により推薦するものとす

相談役は總會の認めたるものを會長より囑託するものとす

右追補す

(ハ) 覺醒會(七星會、六羊會以外の成人の會)規約

目的

第一則 本會は自ら覺り他と醒め社會を淨化するを目的とす

名稱

第二則 本會は覺醒會と稱す

第六 其他の特色ある教育機關

第三則 本會々場を栃木縣那須郡兩郷村共存道場内に置く

會場  
事業

第四則 本會の目的を達成せんが爲に左の事業を行ふ

- 一、人格聖化(全一經、内觀和讃參照)
- 二、社會の診察治療
- 三、和字宣傳(カナモジ、ローマ字の短を捨て、左横書の新文字を採用)
- 四、物資融通
- 五、生活合理化
- 六、自他、融合、協業、實行
- 七、視察、講演、旅行
- 八、機關紙發行
- 九、同目的の會と連絡聯盟
- 十、其他必要なる事業

會員

第五則 本會の目的を賛成し事業の一若くは二以上を行はんとするものは老幼男女を問はず會員たる事を得  
本會の何れかの會合に出席せるを以て入會者と認め引續き數回欠席せるを以て退會者と認む

役員

第六則 本會の役員左の如し

- 會長 一名 世話人 六名

役員は毎總會に於て世話人七名を選擧し世話人に於て會長互選、各世話人の分擔は會長之を定む

- 一、庶務 二、編輯 三、融通 四、會計 五、和字 六、研究

會合

第七則 本會の事業を遂行する爲に左の會合をなす

- 一、總會(年一回 舊正月) 二、例會(月十日、二十日、三十日) 三、臨時會

會費

第八則 本會は當分有志の寄附を以て會費に充つ

附則

第九則 本規約は必要に應じ總會の決議により變更することを得

(1) 全一經

われ何の爲に生れしか  
生甲斐ある生活とは何  
かくて死後は抑も如何になりゆく身ぞ  
草と生れては地上何尺を離れ得ず  
魚と生れては池中何里を脱し得ざるに  
最勝最善の人身として生を此世に享く神恩佛慈獨り此身にあまねし心は神に近けれども身は猿にも似たらん男女誰れ  
かけ高く尊き心ならんされど惡を恐れ罪を憎むのあまり不知不識人をも忌み遠けたる事なかりしか高きを欲して達

し得ず多きを求めて未だ満たざるとき不知不識神佛をも無みせしことはあらざりしか  
 己のむさきを知りたるものは他のけがれを憎まずして寧ろ共に悲しめ  
 己の尊きを知りたるものは他の人格を尊重して共に敬ひ合ふべし  
 己のむさきを知りたるものは精進して道に進め  
 己の尊きを知りたるものは須らく歡喜して徳を積み  
 さらば五尺の皮殻いつの間にか破れ五十年の壽は永劫と變じて眞親眞に行き逢ひ易し  
 かくて眞親明め得たらん後は宜しく

神佛を尊び 己を信じ 他を愛して

宇宙大生命の流れに棹し魂の動きを大行すべし

さらば 日日元旦 物物皆我 神人合一 死生不二

即ちこれぞ全一の妙境にして時空因も超越すること  
 決して難からざるなり否超越をさへ超越し得べけん也

(2) 内 觀 和 讃

一、俺はそもく何物か 無盡の寶内に觀る  
 三、神の爲への俺ならで 神こそ俺の爲なるぞ  
 五、物を支ふに重心を 宇宙を知るにこの俺を

二、神が俺をば創りしか 神こそ俺の生みしもの  
 四、俺は神にて 又佛 佛も神も 俺なるぞ  
 六、俺は宇宙の中心地 俺の整理が宇宙まで

七、俺はよろづの 尺度にて 萬は俺に備はれり  
 九、か程の俺も悟らずば 五尺五句に囚えらる  
 一一、宇宙に引れ 宇宙引く 萬有引力 忘却す  
 一三、生老病死にさいなまれ 浮世と此世なげくなり  
 一五、宇宙開闢誕生日 世の終りこそわが死なれ  
 一七、山はわが骨川血潮 草は毛髮皆は皮膚  
 一九、電氣の線は我神經 無線有聲我靈感  
 二一、有史以前は修養期 有史の後は活動期  
 二三、經や論語は其折の 俺の所感や日記なり  
 二五、天なる星と地なる人 ことなきものと尊べる  
 二七、天地萬物俺なれば 五穀が俺の肉となる  
 二九、俺の外には何もなく 三界も唯俺なるぞ  
 三一、一つの電子も此の小我 入れし電子は宇宙なり

八、俺の力は限りなく 無一物中 無盡蔵  
 一〇、三丈の水 押上ぐる 空氣の壓力知らず活く  
 一二、自他善惡に差別され 貴賤貧富に煩惱す  
 一四、今や小我の殻を出で 因果の絆切り解けば  
 一六、無限の空間わが體軀 時の悠久わが壽命  
 一八、銀河は脊骨星細胞 日月こそわが眼なれ  
 二〇、森羅萬象悉く わが魂の動きなる  
 二二、三千年のそのむかし 俺の名前は釋迦孔子  
 二四、俺の字書には「不能」なし 小慾の徒と豪語せる  
 二六、ナポレオンでもカントでも 百年前の俺なるぞ  
 二八、草根木皮日の光 皆これ俺の病癒す  
 三〇、五尺五句に宇宙をば 包みし小我は小ならず  
 三一、電子其の儘全世界 此身此儘全世界

以上

白隠和尚の坐禪和讃を現代の科學と言語とを以て

昭和四年四月八日

第六 其他の特色ある教育機關

全一生 原田善吉病中の作

三七五

(二) 共存道

共存之道爲仁而已矣仁者天地萬物一體之心也而義禮智信皆在其中矣蓋天下之物其差等雖無窮然莫弗得天地之性以爲其性得天地之氣以爲其氣此之謂一體是故自我父子兄弟以至於天下後世之人皆吾骨肉也日月雨露山川草木鳥獸魚鼈無一物而非我也則吾不忍之心自不能已矣是故已欲立而立人已欲達而達人己所不欲無施諸人一人之善惡若己有之先天下之憂而憂後天下之樂而樂是之謂仁是之謂天地萬物一體之心其自然有厚薄者義也譬影之參差非日月之所私焉禮其節文也智其明覺也信其真實也是心之德其盛若此但爲人欲所蔽而不知其所謂一體者安在也營々汲々唯々一己之名利是圖甚者視其一家骨肉之親無異於仇讎況人乎鳥獸草木乎然而心之本體則自若也其感於物也輒戚焉如痛孺子之入井閔穀豚之牛之類是已況於吾父子兄弟其能忍然乎謹如雖雲霧四塞然日月之明則無以異纒解有隙輒能照焉聖人之學豈有他哉勝夫人欲以盡是心而已矣蓋合內外以平物我而已矣此之謂爲仁此中謂好學於戲其廣大而簡易若是矣彼以文辭爲學者陋矣求義於外惑矣吾懼學之日遠於仁也於是乎言

以中根東里先生言充本道場學則

昭和五年猛夏

共存道場

19 鮫南中堅農民學校

福島縣石城郡錦村大字江栗字馬場六拾番地

一、開校

昭和七年三月四日福岡縣知事の認可を受け、同年四月四日開校す。

二、設立の趣意並教育方針（校長金成通氏「農村の復興に就て」抜萃）

『(上略) 農村日本の再建設は、主として之を政治の刷新に俟たねばならない。而して政治は生活である。故に、農村社會の生活を支配する産業並に經濟の復興を措いて他に主國策を見出し得ない。しかも其の根本を培ふものは教育である。茲に政治と、産業と、教育とを打つて一丸とした施設が農村復興に對する根本方策として考へられなければならない。然らば具體的には之を如何にすべきか。

私は昨年四月以來、私立の「福島縣岩城郡鮫南中堅農民學校」を建設した。此の種教育運動が眞に日本を再建する唯一の方途である事を信ずるからである。

主義は飽く迄皇室中心主義である。國民道德の大本たる忠孝一本の大道を宣揚するにある。武士道に根據を置いた精神日本を建設するにある。身を立て、家を齊へ、地方公共の爲めに、乃至國家社會の爲めに、眞劍に働き得る正氣の士を教養するに在る。

義理を重んじ、勤勞を尊び、獨立以て使命を遂行し、和衷以て共榮を具現し得る眞の社會人を教養するにある。從

第六 其他の特色ある教育機關